

第 17 回 守口市子ども・子育て会議	
開催日時	平成 29 年 3 月 14 日 (金) 午後 13 時 30 分から
開催場所	守口市役所 1 階 市民会議室 105・106
議 題	(1) 開会 (2) 議題 ① 「守口市の療育についての提言」について ② 地域型保育事業の認可について ③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る新たな 利用定員の設定について ④ 平成29年4月1日からの利用定員の変更に係る報告につ いて ⑤ 守口市子ども・子育て会議設置条例の改正の報告について ⑥ 特定教育・保育施設等事故検証委員会の設置について (3) その他 事務連絡 (4) 閉会
出席者	出席委員 (14 名) 会長、副会長、東委員、上野委員、河田委員、郡司委員、下江委員、 立津委員、西山委員、萩原委員、房岡委員、正木委員、森園委員、山 本委員 欠席委員 (2 名)

(1) 開会

【① 会長のあいさつ】定刻になりましたので、第 17 回守口市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず初めに、事務局から本日の出席委員について報告を求めます。どうぞ、よろしくをお願いします。

○ (事務局) はい。本日の出席委員は、会議の委員数 17 名に対し現在 12 名の御出席でございます。

○ (会長) ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議設置条例第 4 条第 2 項の規定に基づき定足数に達しておりますので、会議は成立しています。

また、今回の議事録の署名委員は立津委員と上野委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それではまず、本日の配付資料について、事務局から説明させていただきます。

事務局、お願いします。松永さん。

○（事務局）

今回の資料は、すべて全部で8種類あります。

資料1はA4サイズの1枚もの、座席表です。

資料2はA4サイズの冊子もの、守口市の療育についての提言書（案）です。

資料3はA4サイズ横向きの2枚もの、平成29年4月1日付け認可予定の地域型保育事業に関する概要です。

資料4はA4サイズ横向きの7枚もの、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る平成29年4月1日時点の利用定員（案）です。

資料5はA4サイズ横向きの2枚もの、守口市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例です。

資料6はA4サイズ3枚もの、特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置についてです。

参考資料1はA4サイズ両面印刷の5枚もの、小規模保育事業（A型、B型、C型）及び小規模型事業所内保育事業の認可基準です。

参考資料2はA4サイズの1枚もの、審議に関する申合せ事項です。

以上、8点でございます。

それと、一番最初の次第です。次第の1. 案件（2）議題の⑥と2. 会議資料、資料6のところですね、共に重大という文言が抜けております。申し訳ないですけれども、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○（会長）

6番が特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置についてということですか。

本日は、資料が多いですけれども、そろっているでしょうか。

よろしいですか。

そしたら、始めさせていただきます。

今日はちょっと議題の数も多いので、それで予定としては3時間以内ぐらい納めたいと思っておりますのでご協力よろしく願いいたします。

そうしたら、まず1つ目の議題、「守口市の療育についての提言」についてです。

事務局のほうから、ご説明をお願いします。

○（事務局）

守口市では、平成 26 年度に子ども・子育て会議で、守口市子ども・子育て支援事業計画を策定し、現在、この支援事業計画の下、子どもの視点に立った取組みや、障がいのある子どもの豊かな育ちと学びを支える体制を確保するとともに、教育・保育において、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期の発見と対策を通じて、一人一人の成長を支える取組みを推進しています。

そのような状況の中、平成 27 年 11 月に、守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画を策定し、公立施設にあっては、施設の集約化を図りつつ、認定こども園の移行に併せて教育、保育の充実を図ることとしています。

再編整備計画では、今後の取組みの方向性として、就学前の教育、保育サービスは、民間事業者からの提供を基本とすることや、市立幼稚園と市立保育所は集約化して認定こども園とすることを掲げています。

また、市立施設の役割として、特別な支援が必要な子どものセーフティーネットとしての役割や、療育に関して専門的な知識、経験を有する職員の配置、また巡回指導のさらなる充実を図り、保育士や幼稚園教諭、保育士の研修等を通じてスキルアップに努めることなどの記載があります。

しかし、近年、療育を必要とする子どもが増加傾向にある中、市立施設がセーフティーネットの役割を果たすだけでなく、民間施設においても障がいのある子どもを受け入れ、守口市全体で療育支援を行っていくことが必要です。

そこで、今年度、守口市子ども・子育て会議では、専門的な検討を行う部会といたしまして、保育・療育検討部会を設置し、今後の守口市が実施する療育支援の方向性などについて議論を行ってまいりました。6 回にわたり検討を重ねた結果、今回、一定の考えをまとめるに至ったことから、守口市の療育についての提言書を作成いたしました。なお、提言書につきましては、1 はじめに、2 療育支援の現状と課題、3 提言の 3 部構成となっております。

お手元にあります資料 2 の 1 ページ目をお開きください。

ここでは、先ほど説明したような今回、守口市に対して提言書を提出するに至った経緯を記載させていただいております。

2 ページ目以降につきましては、2 療育支援の現状と課題といたしまして、保育・療育検討部会で、各委員から話のあった状況や、各課が認識している現状や内容について、様々なご意見を頂きましたが、その意見を 6 つの項目に分けて記載しております。

まず 1 つ目が、認定こども園等における障がいのある子どもの受

入れへの支援です。現在、公立、私立ともに、認定こども園等においては、障がいのある子どもを受入れ、子どもの障がいの程度に応じて加配職員の配置などにより、日常の保育、教育の時間内の支援を行っているということです。私立において、障がいのある子どもの受入れを行っている場合、加配職員の配置など、支援を行うに当たって必要となる経費に対して、大阪府や守口市から補助金が交付されています。しかし、対象となる認定こども園や、1号、2号、3号認定子どもの種別によって補助内容に違いがある状況で、検討部会では、子ども一人一人に対して、適切な支援を実施できるような形を検討する必要があるといったご意見がありました。

次に、2つ目の保育教諭等に対する研修等の実施についてです。現在、守口市では、市主催や各施設におきまして、障がいのある子どもへの接し方や支援方法等についての研修を実施し、保育教諭等の能力向上を図っているところです。しかし、市主催の研修についての周知不足や、開催時間が日中の業務時間中であることなどから、受講者が少ないのが現状です。障がいのある子どもへの療育支援の充実には、公立、私立施設に関係なく、守口市内の認定こども園等に勤務する保育教諭等が、研修を受講できるような環境と整え、守口市内に勤務する保育教諭の能力向上を図っていくことが重要であるとのご意見がありました。

次に、障がいへの保護者の理解や、障がいのある子どもの保護者への支援についてです。現在、守口市でも、乳幼児の健康診査などを実施し、障がいのある子どもの早期発見、早期療育を目指しているところですが、保護者自身の障がいへの受容が不十分であることや、保護者自身が、我が子の発達や成長の遅れなどに気付いていないことも多く、認定こども園等の施設側も、保護者に専門機関への相談を勧めたくても、保護者に子どもの状況などを伝えることで、今まで培ってきた信頼関係が壊れるおそれがあることから躊躇してしまうことがあり、保護者からの積極的な相談がない場合などは、その後の療育支援につながらないことがあるといったご意見がありました。しかし、障がいについては、早期発見、早期療育により、子どもの成長を促すことで、本人はもちろん、保護者やその家族にとってもその後の人生を大きく左右することから、保護者自身が養育の重要性を理解することが大事であります。また、保護者にとっては、子育てについてのどんなささいなことでも相談をすることができる環境が必要とのご意見もありました。

現在、守口市では、利用者支援事業として、子どもや保護者からの相談に応じ、情報提供や助言を行う専用電話窓口を開設していま

すが、もっと周知を行い、保護者が気軽に相談できるような環境を整えることが必要であるとの意見を頂きました。

次の4つ目の児童発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園）での支援の充実についてです。現在、わかくさ・わかすぎ園では、療育が必要な子どもに対し、通所クラスや個別専門療育クラスでの療育のほか、保育所等訪問支援など、様々な支援を行っております。しかし、わかくさ・わかすぎ園の定員には限りがあることから、わかくさ・わかすぎ園を退園し、認定こども園等に通園することとなった児童の並行通園ができないなど、園での療育を必要としている子どもの利用実態に合ったサービスが提供されておらず、その結果、支援の空白や支援が途切れてしまうことがあります。利用者のニーズに合わせた形で、わかくさ・わかすぎ園の養育支援を充実させていくことが必要であるとのご意見がありました。

次に、5つ目の認定こども園等で療育を行う際の専門的な知識を持つ職員からの指導についてです。現在、守口市では、巡回保育や巡回相談などを実施し、専門的な知識を持った方から、療育や障がいのある子どものいるクラスの運営方法などについて、保育教諭への指導を行っています。しかし、現状、対象施設の数に対して、巡回保育等の実施回数に限りがあることから、各施設への訪問は年に数回程度となっております。子どもの成長に合わせ、継続した療育支援の実施を行うには、訪問回数を増やすなどの対応が求められます。

また、障がいの種類も多様化しており、保護者のニーズや障がいの程度に応じた専門的な支援を行っていくには、より専門的で多様な方面からの指導を受けることが重要であるとのご意見を頂きました。

最後に、卒園、入学等のステージ移行時における切れ目のない支援についてです。守口市においては、現在、認定こども園等の各施設において、個別の支援計画などを作成し、障がいのある子どもの療育支援を実施しています。卒業や入学など、ステージが移動する際には、施設から施設へ、子どもの状況等を引き継ぐこととなりますが、実際には、ステージが移行するたびに、保護者が新しく通う施設に対し、子どもの状況や、今まで受けてきた療育内容等の説明を繰り返し行うなど、大きな負担があるとのことでした。そのため、子どもの実態や支援の状況、必要性、支援内容などを各施設間で情報の共有ができ、ステージが移動しても確実に子どもの引継ぎを行うことで、一貫した支援を行うことができる体制が必要であるとのご意見がありました。

以上、守口市が現在把握している状況や、検討部会で各委員から出た意見等について、6つの項目に分けてここでは記載をしております。

次に、3 提言についてご説明をいたします。

3 提言については、先ほどの療育支援の現状と課題で記載している6つの課題に対して提言を行う形となっております。

まず1つ目が、障がい児保育に関する私立認定こども園等への支援についてです。先ほどの課題であった法人や認定こども園等の類型、また1号・2号・3号認定子どもの種別に関係なく、障がいのある子どもに対して必要な支援が等しく行えるような補助制度となるように検討を行うこと、また障がいの程度に応じて、必要となる支援内容を踏まえ、補助内容に加算が行えたり、診断書の有無にかかわらず支援が必要な子どもに必要な支援が行えるような制度となるように取り組まれるよう記載をしております。

次に、障がい児保育に関する研修等の実施による保育教諭等のスキルアップについてです。従来まで行ってきた点数に加え、守口市内の認定こども園等における日々の保育・教育の質を高めることができるよう、守口市が主体となって量的、質的にも研修の拡充を行うこと、また研修を開催する際には、対象職員を明示するとともに、各保育教諭が参加しやすい時間帯の開催に努めるなどの配慮をするよう記載をしております。

次に、3つ目の保護者理解と保護者支援についてです。保護者が子どもの成長、発達について知ることができる場を提供し、子どもの成長についての不安感を相談できる体制を検討すること、具体的には、乳幼児の健康診査や、認定こども園等で保護者が参加する行事などの際に、障がいについて興味のある保護者だけが参加するような形にならないよう、また障がいについてのピンポイントの内容だけでなく、子どもの成長段階に応じた発達状況等の話の中で、保護者自身が我が子の成長、発達と照らし合わせながら学ぶことができるような場の提供を求めています。

また、保護者支援については、現在、守口市が実施しています利用者支援事業が、日常の何げない疑問や不安を相談できる窓口であること、広報等を用いて、積極的に周知するとともに、対応する職員につきましても、必要な研修を受講して、知識や能力の向上に努め、保護者の立場に立って最適な支援を行い、場合によっては保育、教育、保健、医療等の関係部署への橋渡しの役割を担う必要があると記載をしております。

4つ目のわかくさ・わかすぎ園での養育支援の充実についてで

す。先ほどの2 療育支援の現状と課題でもあったように、利用定員に限りがある中、わかくさ・わかすぎ園が市における障がいのある子どもの療育支援の拠点施設として利用者のニーズに応えることができるよう、定員の考え方を見直すこと、また作業療法士や理学療法士などの専門職員を配置することで、多種多様な療育支援を実施できる体制を整えることを求めています。

さらに、受給者証の支給日数についての検討を行うとともに、この4月から守口市で実施予定の幼児教育、保育料の無償化を踏まえ、わかくさ・わかすぎ園を利用する保護者の利用者負担軽減についても検討するよう記載をしております。

次に、認定こども園等への療育に関する専門職員等の派遣についてです。現在、守口市全体で実施している巡回保育等について、認定こども園や保護者が求める療育支援や日常の保育を実施できるようエリアごとで区分けするなど、小回りの利く体制とし、作業療法士や理学療法士などの専門職員を派遣し、巡回保育の充実を図るよう記載しています。

また、療育支援の中心的な役割はわかくさ・わかすぎ園であるとの考え方から、認定こども園等での支援が困難なケースについては、わかくさ・わかすぎ園を初めとした専門機関と連携し、より専門的な支援を行うことができる体制を求めています。

最後に、障がいのある子ども一人一人に対する一貫性のある支援計画の作成についてです。保護者に負担をかけず、子どもの様々な情報を共有することで、各支援機関が同じ目的や方向を向いて、迅速かつ切れ目のない一貫した支援ができるような支援計画を、早急に作成することを求めています。当然、関係部署間での情報共有を行う上で、個人情報保護法などの規定に基づき、個人情報の取扱いには留意することや、セキュリティー保護を十分に行うことも記載をさせていただいております。

以上、7月14日の第1回の開催から6回にわたり、保育療育検討部会において議論を重ねた結果、作成をいたしました守口市の療育についての提言した内容について説明を終わります。

○（会長）

ありがとうございました。

ちょっと長い説明になってしまいましたけど、子ども・子育て会議の検討部会を設置して、その保育・療育検討部会において6回にわたり様々なご意見を頂き、それをこの6つの部門に集約して、これを対応する形で現状と課題の1が提言の1という形で、対応する形でまとめさせていただいています。

今、ここにおられる委員の中には、その部会の委員の方もおられ

ますし、そうでない委員の方もおられます。それで、特に部会の委員でない委員の方々にちょっと何かご意見があれば言っていたら有り難いと思うんですけど、何かございませんでしょうか。

ちょっと長文になるし、なかなかこの場であつというのは非常に難しいと思うんで。何かありませんか。

最終的に、6回目の部会をやりまして、その後、ちょっと文言の整理とかを私と事務局サイドでやりまして、それで、それを修正した形で部会の方々には一応流させていただいたという経緯があるんですけども、その辺で、文言等もう一度確認していただいでいでしょうか。ちょっと曖昧な表現になっているところも多々あるんですけど、提言書という形なんで、結構、先ほどありましたわかさ・わかすぎ園の実際は、定員に関しては、1人の人がいれば、その人が週に1回来ても定員1であるとかそういう定員の考え方をしているんですけど、それを柔らかく定員に対する考え方を見直すというような言い方にしております。そういうふうにしておりますけど、それでよければという形で、あまり提言書ですので、ものすごく具体的にきちつという形ではないようになっておりますので、その辺はご了承いただいでお願いいたします。

なかなか難しいところで、部会の構成メンバーでない方々は、今読んですぐというのは非常に難しいと思うんで。

○（副会長）

作成する中での議論というのは、相当を前を向いた議論で話が成されていたのは私は感じていました。相当、こういうふうにしていったらいいというのが色濃くは出ていると思います。もちろん、詳細、こうでないとかきませんよという書き方ではないんですが、もしよろしければ、事務局のほうにお聞きしたいんですが、この提言がまとめられて、それで言うたら答申とか、お渡しするときに、これはどういう形で生かされていくのかなというのを教えていただけますか。

○（事務局）

提言の内容についてなんですけども、当然、6つの項目からなっておりますので、各分野、各担当部署が違うことから、それぞれの事業担当課で提出することに思います。ただ、その中で、平成29年度、今現状も動いている話なんですけれども、職員の研修、保育教育の研修に係る部分ですね、につきましては、28年度中に来年度の療育についての研修、各項目ですね、何かまかに分けて設定をさせていただいております。また、中身が確定した段階で各私立園さんには流させていただきますと思いますけれども、一つ一つ事業としては進んでいる、この提言ごとにやっていくことになるのかなというふうに、す

べてがすべて来年度からすぐにといいわけにはいかないとは思いますが、できることから一つ一つさせていただいているというのが現状です。

○（副会長） 一つ一つのことはしていただくということで、この提言というのは公表されるということですか。こういう提言が出ましたという文書が、例えば広報とか何かで示されていく考えという意味ですか。

○（事務局） 先ほどの担当の答弁の中で、これから提言に向けてさせていただくということと、あと役所の中で企画財政部等がごいますので、30年度に向けて可能なかぎり予算としてできるものにしていくということを、まず補足させていただきます。

それとあと、副会長のほうから、これは今後どうなるかというのは、もちろん広報のほうには載させていただくんですけども、あまりにもちょっと長文ですので、どちらかと言うと、広報のほうでホームページのほうにご案内するような掲載方法を今ちょっと考えております。

○（副会長） 要望なんですけど、概要でも結構ですから、結局、ホームページまで見る人って少ないと思うんですね。市としてこういうことを考えて取り合っていますよというか、当然、会議があって、こういう提言が出てきています。それで、それを踏まえながら進めていきますというようなものが広報にでも出れば、何かしら意識を持って見る方もいるかも分かりません。ただ、あまり出し過ぎたら今度はしんどくなるというのは、これはまた話が違うんですが要望です。

○（会長） ちょっとそれに関連して、これは、ホームページなりに上げますよね。それで、それに対する意見が来た場合に、それはどういうその後の処理が行われるんですか。

○（事務局） ホームページに載すほうですね、当然、市民の声とか、そのホームページの中でもご意見等がある方は、担当部局のこども政策課までという形では意見集約させていただこうと思っております。来た場合ですね、また子ども・子育て会議、年度が明けますけども、次ありますので、ここでご報告と、市としてどう対応したかというようなことはご報告できるかと思っております。

○（会長） お願いいたします。

これは、公開予定はいつですか。この提言書を、もしこれでまとまった形で副市長のほうでお渡ししたとした場合に、ウェブ上に載るのはいつ頃の予定ですか。

○（事務局） 今日、もし仮にこの後提言を頂ければですね、ホームページに載せることは比較的容易にできますので、今日もしくは明日中ぐらいにホームページの掲載のパターンになると思います。

- （会長） 結構、早く載るんですね。提言書の場合は、決裁が要らないんですか。
- （事務局） もう、でも市に出してしまってますから。
- （会長） 何か、ほかあります。関連することでもいいですし。
- （委員） ちょっと教えていただきたいんですけども、訪問で療育の専門職員等を用意するという、この4番のものですかね、専門職員等の派遣、これはどこの部署が担当してやっていたているものなんでしょうか。人を集めたり。
- （会長） ほとんどは書いてない。そこまでは書かないですからね。提言書にどこの担当って書かないですからね。だから、逆に言うと、それは聞くべきことですかね。
- 提言書を受けて、その後、担当部署を決定するのはいつ頃になるんですか。
- （事務局） この提言書は、本日、この文面ですらなければお受けさせていただく、それから各担当課のほうへ処理した旨の閲覧なりで回させていただきますと。その後ですね、我々といたしましては、その中で、今、既存の事業でやっておる部分もあります。そういったところは、既存の事業の充実ということになろうかと思えます。
- また、新たにする部分については、またこども部内の中で協議をさせていただいて、新年度に向けて体制を整えたいと考えてございますのでよろしくお願いいたします。
- （会長） そうすると、担当部署等が決まったら、またお知らせいただくという形で、委員、それでいいですか。
- （委員） お願いします。
- （会長） だから、5番とかは、担当部署が決まり次第、またご報告いただくかなと。
- （委員） ちょっとこの提言書は、先ほどのホームページ等で公開されるということを確認させてもらったんですけど、その市民の方が、お読みになったときに、この保育・療育検討部会、このはじめにで、子ども・子育て部会で、療育保育検討部会を設置しということになってありますけど、その部会のメンバーがどなたかというのがよく分かってなくて、できるのであれば、この一番最後の委員名簿のところに、保育検討部会委員を兼ねるとか、兼務したとかということをちょっと書いておいてもらったほうが、誰がこれを提言したのかというのがよく分からなくて、それはちょっと書いておいたらいいかなと。
- （会長） 星印なり何なり付けて。

- （事務局） 委員のご提案があったとおりに、分かるようにさせていただきたいと思います。
- （会長） 先ほどの部署の問題もあると思うんですけど、6番のそのいわゆる一貫してそういう一種の個人票というか、カルテみたいなのを作成していくんですけど、これは非常に多岐にわたる部署が協力しないとできないと思うんですけど、これ、恐らくこのために、これを作るための委員会なり、そういうものが設置が必要になると思うんですけど、それはこの子ども・子育て会議が決めるんですか、どうするんですか。
- （事務局） まずは、この提言いただいた後、我々が動くのは、その庁舎内部で関連というか、また要綱か何かでそういう協議委員会みたいなのを設置しまして、そこで一旦、事務的な布陣を進めていくとかという形で、最終的に、その要望、内部の職員だけの組織ですので、当然、第三者的な立場で見えていただける子ども・子育て会議のほうには報告させていただいて、また助言、アドバイスを頂こうとは思っております。
- （会長） ということは、6番に関しては、職員、市役所内の委員会というか、そういうもので行うということですね。
- （事務局） ですので、まず一番最初のステップとしては、その外部の委員を入れるとかそうではなくて、まずどちらかと言うと作業部会的な立場になると思うんですけども、職員でまずたたき台を作り出すという意味合い、ステップはそこからだと思っておりますのでお願いします。
- （会長） ご予定はどのぐらいの、できるだけ早くといういろんな要望があったりするんで、たたき台ができるのをいつ頃を予定されていますか。嫌な質問だと思いますが。
- （事務局） 大変貴重なご意見をちょうだいしているわけですけども、何分29年度、新年度に入りまして、その中でやはり関係部局との協議の中で、我々としては進めていきたいと、ちょっと新年度の体制のこともありますんで、いつまでというのはなかなか難しいんですけども、夏ぐらいに向けて準備を進めていきたいと考えております。
- （会長） 関連する意見とか、そんなのばっかしだったですけど、内容についても、何かご意見があれば。
- よろしいでしょうか、何かありますか。
- なければ、こういう形でそうしたら提言させていただきたいと思っております。そして、本日は、後で副市長にこの提言書を受け取っていただくと思っております。それで、現在、副市長のほうがほかの委員会へ出ておられまして、4時以降になればすぐここへ来ていただ

る可能性があるので、その場合はここでお渡しさせていただきたいと思えますし、もしもそれで時間的な問題があれば、私と副会長の多井中先生とお二人で渡そうと思えますので、その辺、ご了承いただければと思えます。よろしく願いいたします。

○（委員）

下江です。この6番は、時期の話をされてたんですけども、4番、5番辺りに関しても、来年度に準備をして、再来年度、30年度に実施をするという流れになるだろうという話だったんですけども、本当に、最低でもそのスピードではしていただきたいんです。実際、わかくさ・わかすぎ園に通う0歳の障がいのあるお子さんが、保育所が4月から決まって、まだ二、三回しか通園していないのに、もう卒園しないといけないという、知らなかったというような事態が実際に起こっていて、この守口の中で0歳、まだ1歳にもなっていない子が、守口の療育の枠から外されているという現実がありますので、本当だったらもう年度内に何とかと思うんですが、少なくともこの30年度に絶対実施できるという形でお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○（会長）

部長、よろしく願いいたします。

○（事務局）

貴重なご意見、ありがとうございます。承ります。

○（委員）

その問いについて、ちょっと事務局のほうはしんどいと思われるかも分かりませんが、きっと提言とか答申というのは、各課にばらまくというよりも、まずはスケジュール的なことを別段されると思えます。これやったらいつ頃できるだろう、予算化するんであれば、例えば来年度に参加するためにも11月ぐらいまでにはある程度の実施の方針が出てくる、きっと作業部会の中で、全体でしていかないとほっとほかの課に投げってしまうと、そこの何というかなスタンスの違いで、全然だめになってしまうので、ぜひとも、この提言を受けて実際にスケジュール管理をしていただければなど。そして、そういう話をしてもらったら、できないものはできないです、はっきり言って、そんな無理なことは、これはできるもんじゃないので、ただ、これであるならば、この時期から行ける、これはこのぐらいのスパンが必要である、予算化するためにも、言うたらすぐにはできないけども、例えば2年先には必ずこういうふうにとっていくというようなことを計画していただければなどというふうに思えます。きっと作業部会では、そういうことを念頭に入れていると思えます。これ、一個一個別に作業部会を作る必要は全くなくて、全体をまず生かせるだろうなというふうに思えますので、先ほどの委員さんが言われたわかくさ・わかすぎの問題であったら、実際にも来年、こうすれば可能だというものがあるんであれば、そのスケジュー

ール管理もできるんだらうというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

○（会長）

それで、進捗状況等が分かり次第、この会議でまた報告していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

一応、だからこの提言書が逆に言うと、どれだけ現実味を帯びて市のほうでやられているかどうかを、この会議自体が見守っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でよろしいでしょうか。ちょっと時間の都合上もありますので、まず次、第2番目の議題、地域型保育事業の認可について、まず資料について、事務局よりお願ひいたします。

○（事務局）

それでは、議題2、地域型保育事業の認可についてご説明申し上げます。

地域型保育事業とは、平成27年4月にスタートしました子ども・子育て支援新制度から新たに新設された0歳から2歳児までの保育の受皿として行われる事業でございます。

地域型保育事業には、保育する子どもの数や運営方法の違いにより、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業という4つの事業に分類されます。現在、守口市では、お配りしてあります資料3の2枚目でございます。資料3の2枚目でございますように9か所の小規模保育事業を認可しております。

この度、守口市では、近年の3歳未満児の保育ニーズの高まりにより、今後、より一層保育の提供体制の確保が課題となることが想定されますことから、待機児童の解消に向け、平成29年4月からの3歳未満児の保育の提供量の確保を目的に、小規模保育事業等を公募いたしました。

申請のありました事業所につきまして、事業開始予定日でございます。平成29年4月1日までに条例に定めます基準を満たした上で、事業を適切に開始することができるか、選定委員会による審査及び選定を行った結果、9事業所について事業を開始が可能と判断いたしました。つきましては、この9事業所の認可を行おうとしますことから、今回、守口市子ども・子育て会議の意見を聞くものでございます。

審査及び選定の簡単な流れを申し上げますと、まず市の公募を受け、事業者が認可申請を市に提出いたします。市は、当該事業所の設備や体制などが、お配りしてあります参考資料1の2ページ目以降に参考で出しております条例を載せているんですが、守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらの規定

に適用しているかどうかを審査し、事業者を選定いたします。

今回の審査及び選定につきましては、庁内選定委員会を設置し、事業開始に必要な環境が確保できているかどうかヒアリングなどを実施した上で行ったものでございます。市が地域型保育事業の認可をしようとするときは、児童福祉法の規定により、児童福祉審議会もしくは児童の保護者その他児童福祉にかかる当事者の意見を聞くこととされております。守口市では、児童福祉審議会を設置しておりませんので、児童の保護者である委員や、児童福祉にかかる当事者である委員を含みます当この子育て会議が組織されておりますので、当会議でご意見を伺わせていただくこととさせていただきます。

次に、認可について確認という手続がございます。認可だけでは、法的な位置づけがされた施設として子どもを保育することはできませんが、確認という手続を経て、初めて新制度下での事業所として運営費である地域型保育給付金を受け取れることとなります。

その確認の手続を行う際、事業所ごとの利用定員を設定することとなりますが、その設定につきましても、当会議のご意見を伺い、そのご意見を踏まえて守口市長が確認を行うこととなります。なお、この利用定員につきましてのご意見は、次の議題3、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業にかかる新たな利用定員の設定について、こちらで何うこととしておりますので、本議題では、この9事業者の地域型保育事業の認可について、当会議でのご意見を伺わせていただきたいと思います。

それでは、9事業者の概要についてご説明申し上げます。資料3の1枚目をご覧くださいませでしょうか。

資料3の1枚目をご覧ください。これは、今回申請のありました平成29年4月1日認可予定の9か所の地域型保育事業に関する概要をまとめたものでございます。一番左の列、区域ですが、東部1か所、中部4か所、南部4か所となっております。次に事業所名、次に今回設置する設置主体となっております。

次の類型ですが、小規模保育事業A型は、保育従事者が全員保育士、小規模保育事業B型は、保育事業者の2分の1以上が保育士というものでございます。小規模型事業所内保育とは、事業所内の従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもを受け入れる施設でございます。9事業所のうちA型が6か所、B型が2か所、小規模型事業所内保育が1か所となっております。

次の認可定員は、小規模保育事業は19人以下の認可定員となりまして、施設要件などにより記載のとおりとなっております。なお、

上から2番目、千成ヤクルトほくと保育園の小規模型事業者内保育については、従業員の子ども以外に、地域の保育を必要とする子どもを受け入れる枠、こちらを地域枠と言いますが5名となっております。

次の開所時間については、今回の9事業所につきましては、すべて11時間以上の開所となっております。

次の給食は、自園調理が原則であります。連携施設や同一の法人、または関連法人が運営する小規模保育事業からの搬入が認められております。なお、下から3番目、ちびっこランドが外部搬入となっておりますが、こちらの事業所につきましては、条例の施行前から認可外保育施設として運営しているため、条例上、経過措置があり、平成31年度末まで外部搬入が認められております。

保育室設置階、事業所専有延床面積、保育室等の面積、園庭は記載のとおりでございます。

最後に、連携施設でございますが、これは、集団保育などを通じた保育内容の支援や、施設職員の代替保育のほか、入園児が3歳以上になったときの受入先としての連携を確保するものでございます。連携先の園を検討中となっている事業者がありますが、こちらも条例上経過措置があり、平成31年度末までは、連携施設を確保しないで運営することが可能となっておりますが、連携施設を設定していただけるよう働きかけてまいります。以上が、新たに認可予定となります施設の概要となります。

最後に今後の流れでございますが、当会議の意見を踏まえまして、各事業者の保育士や施設の最終確認を行った上で、認可を行う予定としております。以上、誠に簡単な説明ですがよろしく願いいたします。

○（会長）

ありがとうございました。今、説明がありましたけど、次の議題との関連性があって、今は認可するかどうかで、定員に関しては次の議題になるんで、その辺をご了承ください。それで、今回は、この9か所の地域型、小規模が8か所、事業者内保育事業所が1か所の申請について、この議会からの意見を伺いたいと思いますけども、地域型保育事業の認可については、以前の子ども・子育て会議で審議に関する申合せ事項の取決めがありましたので、それについて少し事務局から先に説明してもらおうと思います。

お願いいたします。

○（事務局）

お手元の参考資料2を参照ください。

平成27年3月26日に開催をいたしました第11回守口市子ども・子育て会議において、地域型保育事業の認可に関する意見を述

べるための審議を行う場合の取決めを行っております。

当会議が、地域型保育事業の認可に関する意見を述べるための審議を行う場合においては、当会議の委員中当該認可の対象となる事業の関係者がある場合には、当該委員は当該会議への出席や発言はできるが、当会議としての意見の集約には加わることができない。すなわち、地域型保育事業の認可に関しての議題を扱う際に、当会議の委員の中に、認可に関して意見をもらう対象となる小規模保育事業や事業所内保育事業などの経営者もしくは従業員などの関係者の方がいる場合、今回で言いますと認可予定の9つの施設の経営者もしくは従業員などの関係者に該当する方につきましては、当該施設の認可についての意見や発言はできますが、議題の最後に行う認可の意見の集約については、一時退席していただくこととなります。これは、当該委員が、当該施設の認可の可否についての会議の意見集約時まで加わってしまいますと、ご本人の意図に関係なく公平性の点から疑義を指摘される可能性もあることから、このような取決めをさせていただいている次第でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、次の議題であります利用定員の設定に関する意見の集約につきましては、認可ほどの影響はないということで、ご退席はせず、通常どおりの審議とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ (会長)

ありがとうございました。

本日の出席委員の中に、今回の委員会についての意見を行う9施設の関係者に該当する委員の方はございますでしょうか。

○ (委員)

それは、この1枚目の書いてある認可保育園だけですか。

○ (会長)

そうです。

○ (委員)

下のやつは関係ないですか。

○ (会長)

これは、もう既に認可されてるやつです。

○ (委員)

僕、ひよどりの嘱託員なんですけど。

○ (会長)

嘱託員は大丈夫です。

○ (委員)

私、ちょっとピンクハートこども園の学校法人の・・・、私が理事長園長をしております。

○ (会長)

分かりました。ほかにはございませんか。

そうしたら、9施設の関係者に該当する委員は、最後の意見の集約のときに委員には一時退席してもらうことになると思いますけど、よろしくお願いいたします。

それまでの意見の発言に関しては別に結構ですので、そのままい

ていただければと思いますのでよろしくお願いします。

まず、何かこの9施設について、ご意見、質問等ございましたら。

- （委員） 給食のところと連携施設のところは、経過措置があるというようなことでお伺いしましたけれども、この経過措置が過ぎるまでに整うのかどうかという辺りは、どのような確認方法であるのか教えてください。
- （会長） 30年度まで、31年ですか、ということはあと2年、3年。
例えば、2枚目にある参考のやつでも、もう既に認可されている中でも、検討中のままの園もありますよね。例えば、31年度になった場合、これがなかったら不認可ということはないと思うんですけど、1回認可してしまえば、その辺はどういうふうですか。
- （事務局） 今回の経過措置の件ですが、平成31年度まで経過措置がございまして、こちら小規模につきましては、市としても監査等いろいろ行ってまいりますので、その経過措置期間中にすべて各園対応していただくように市としては働きかけてまいります。
- （委員） 働きかけるだけですか。確認は何か、私が心配しているのは、何て言うか、結構、もう1回認可しちゃうと結構検討中のもあんまり何かそういう事態が起きないかというだけ、あれなので、きちんと書面なり、きちんと提出を求めるとか、何かもうちょっときちんとしないといけないんじゃないかなと思ったんです、意見。きちんとしていただいているんだったらいいです。
- （会長） その辺は、どういう方針で行くんですか。だから、31年度に向けて。
- （事務局） 市といたしましては、31年度末まで経過措置等があるということで、きちっと働きかけていきます。それでも従っていただけない場合、最終的には、認可取消しまでできることはできます。したがって、そういうことも視野に入れまして、厳しく働きかけていきたいと思っております。
- （委員） 今の点に関係はするんですけど、やはりその守口市としてこれだけ小規模のほうに移行されているという現状があって、私が知ってる中でも、いわゆる0、1、2は取りあえず見つかったけども、3、4、5が心配だと言ってる方がたくさん、お母さんがたでもおられるので、要は、平成31年度ということは、今0歳の子が2歳になるとか、そういうときには見つけて、最低でも見つけといていただかないと、要は、3、4、5、いきなりまた見つけ走らなあかんと。それで、幼稚園しかなくて仕事を辞めなあかんというような形の保護者さんたちがたくさん出てくることも、ここ2年度内で予想され

るんで、その辺をしっかりとっておいていただきたいなというふうに思うのと、あと1点、すごく、どちらかが違うと思うんですけど、ちょっと今スマホで確認させてもらったんですが、一番最後のピンクハートこども園さんなんですけども、ホームページの2月の案内版には、開所時間が7時半からになっていたんですが、これでは7時からになっているんですが、どっちが正しいでしょうか。

○（委員） 7時半から行うということになってたんですけど、一人だけ何か30分より10分ぐらい早く行っていいですかって言われた方があるからこうしたんだと思うんですけど、最終的に。だから、開けるのは7時からと言っていると思います。これに間違いはないと思います。7時半から言うてて、10分前に開所したら嘘やということになるので、枚方とかそういったところに、遠いところへお勤めの方は、少しでも早いほうが有り難いということで、相談してこられたので、多分、そうなっているんだと思います。

○（委員） きちんとそれは、じゃあ、ホームページ等、書類等も合わせていただくということで。書類がもし変更されたから変更するとかきちんとしていただきたいと。

○（事務局） しっかりホームページと、それと再度確認させていただきますけれども、申請を頂いているのが、開所時間といたしましては7時から19時30分で、保育時間といたしましては7時半から18時30分という形になっておりまして。

○（委員） 開いてるけども、保育の時間。

○（事務局） そうですね、延長保育で受け入れることは可能だという形では申請いただいております。ホームページをしっかりと確認させていただきます。

○（委員） 今のホームページだと、開所時間も7時半からになってて、保育時間も7時半からになっているんですよ。それだけちょっと。

○（会長） 逆にこの開所時間と保育時間というのは、これは皆さん一致しているんですか、違うんですか。

○（事務局） 一致していない園もございます。今回は、急遽募集したこともありまして、実際の申請いただいたものからヒアリング等で変えられる園さんも多々ございます。ですので、ちょっとまた園さんともご相談させていただきまして、またきっちり精査させていただきたいと思っております。どうも、すみませんでした。よろしくお願ひします。

○（委員） なぜ、そんなホームページを確認したかと言うと、第3次募集で、この3月、先週でしたかね、第3次募集で、まだ待機で入られてない方が、ここも認可予定の保育事業の9つのところに載ってて、ここに申し込んでいる方というのが既におられるわけですよ。それ

で、ここの会議で、もしそれが認可不相当とか何かになったら、その方というのはどうなるのかなという、そんなことはないんですけど、具体的なことを言うと、例えば、ここおかしいん違うってなったらどうなるのかなというのがあったんで、取りあえず行くということで、開くいうことでいいですよ。ここは意見の場ですもんね、ここで別に認可不相当とかと言えるわけじゃないですもんね。もう少しこうしたほういいん違うかということだけ言う場所ですもんね、ここは。それをちょっと確認したかったんですけど。

○（会長）

事務局方、何かコメントありますか。

○（事務局）

本会議につきましては、意見を聴取する場でございまして、認可権者は守口市長になりますので、この意見を踏まえた上で認可事務をさせていただくと。条例の提要等は事務局と言いますか、守口市のほうでちゃんと確認した上で認可を行ってまいりたいと考えております。

○（会長）

その今出ている開所時間と保育時間の差がありますよね。その時間の差で、もしも何らかの事故とか発生した場合は、それは誰の責任になるのでしょうか。普通は、一致させてないと駄目やと思うんやけど。

○（委員）

というか、開所時間ということの意味と保育時間の意味との違いがちゃんと明確に出てるのであれば。

○（事務局）

開所時間と保育時間の違いなんですけれども、飽くまでも開所時間というのは、施設が開いている時間、子どもさんを預けることができる時間とさせていただいて結構かと思います。その中で保育時間、子ども・子育て支援法上、保育短時間ですと8時間、保育標準時間ですと11時間、保育時間というのを設定します。それが保育時間になるので、開所時間が12時間ある中、保育時間はどこですかといったら、どこかの11時間なんで、その残りのこの半分半分というか、端数の部分は延長保育で各施設が対応していただくという形になります。ですので、もしそこで仮に事故が起こったとしても、責任としては当然施設。

○（会長）

延長保育扱いということですか。

○（事務局）

そうです、はい。

○（会長）

早く保育をお願いしていることもあるし、遅くまでお願いする場合もある、それも認定こども園の判断でそれを受け入れているからという話ですね。

○（事務局）

そうです。

○（会長）

小規模保育事業として、事業所として受けているという形ですね。

あとよろしいですか。

1点いいですか。

今回、4月1日認可予定の9つの事業所が出てきて、きっと大体回っておられて、ヒアリングなんかもされて、今、これで大丈夫だということでここに挙げられていると思います。2ページ目ともつながりのある点もたくさんあるんですが、全く新しいというのがありますか。

○（事務局）

今回、29年4月1日認可予定のところにつきましては、28年度に応募した条件といたしまして、市内で既に保育事業を行われているところになりますので、今回の分につきましては、本園を持たれている認定こども園のところは新しい保育園を作られるパターン、あとは小規模保育事業所を運営されているところが新たに小規模保育事業所を作るパターン、あとは認可外施設から認可、新たに小規模として認可される箇所となっております。

○（会長）

ということは、経験があるところばかりということですね。

○（事務局）

はい、そうです。市内での実績がある方のみとなっております。

○（会長）

それに付け加えてもう1点、例えば、何か問題が発生した場合に、系列との絡みもあるんですが、そういう場合は、もう駄目ですよ、認可取り消しますよという場合は、どういう場合が考えられるんですか。例えば、認可してるこの小規模事業所、地域型保育事業所が認可を取り消されるようなことというのは、全国の例でもいいんですけども、こういう場合ってありますか。

○（事務局）

全国の事例で言うのは、一般的には、小規模事業所等には監査というのが1年に1回市から入ります。その中で、口頭指導、文書指導という形で指導という形で市からその事業者のほうに入れさせていただきまして、当然、改善命令とか出させていただくような形になります。それでもなおかつまだ事業者の方が市に従わない、改善しないという場合は、一般的には特別監査というものが入ります。それが入ってもまだ改善しない、要は市の言うことを無視するというような場合については、最終的な手段としては認可取消しというのが一般的な事例になります。

○（会長）

ありがとうございます。なぜそういう話をするかというと、0歳から2歳の本当に子どもたち、何も言えない子どもたち、それを大切に見てもらえるような保育士の方がそこにいないと困るし、環境が悪くて、中でいろんなことが起こってしまうということは、絶対許せる話ではないので、年に1回、必ずそれは確認をするということですね。

委員何かありますか。

○（委員）

先ほどのお話だったんですけれども、今、先生がおっしゃったように、0、1、2歳は泣き声自体もその人の子どもの人権を表しているというふうに、むしろ子どもはたくさんいますけれども、でも泣いている声の人権を表すというふうに私たちは自覚していますので、お母様のご勝手に、初めは7時半とおっしゃっていても、7時15分、土曜日、私どもの・・・のほうではサタデースクールとこのをしているんですけれども、そんな日でも、結婚式があるのでどこそまで行かなければいけないので早く連れていっていいですかと前の日に電話がかかってきて、先生たちは大慌てで、時間を1時間早く出てくるような、そういうことがやっぱり、また反対に、遅くまで預かってくださいおっしゃっても子どもが熱を出して、早くお迎えに来てくれることもありますので、本当に、開所、開園、それから、終わるといところは、園の主張は、小さな子どもを預かる施設としては神経を使いますし、きちっと決めたとおりやりたいと思うんですけど、お母様の、保護者の方のご意向や条件もございます。ですから、すごく難しいところだなと思っております。

区長のほうは、お金を取ったらいい、預かり保育はお金を取ったらいいとおっしゃるんですけれども、守口のほうは無償化ということになりましたから、よっぽどの時間でないとやっぱりお金は捨てられないという状況ですので、私たちは覚悟して、それを始めていくには、そういうこともきちんと考えているということをちょっと申し上げておきます。

○（会長）

何かほかに意見はあるでしょうか。

○（委員）

教えていただきたいんですが、この連携施設というものの定義というか、そういったもの、この連携施設になったら、もう必ず入れないといけないのか、入れなかった場合に罰則などはあるのかとかいうことですね。というのも、今小規模保育所で勤めておられる方に聞いたところ、やっぱり連携してても入れてくれなかったり、ばらばらに4人卒園の子がいたら、もう4人ともが違うところに、てんでばらばらに入るしかなくなるとか、そういうこともあるということを知ったので、どういうふうな形なのかなど。

○（会長）

そうしたら、連携施設の定義をちょっと事務局、教えてください。

○（事務局）

まず、連携施設の概要を、ちょっと条例に基づきまして読ませていただきます。

3つ項目がございまして、まず第1なんですけれども、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業所等に対する相談または助言、その他の保育

の内容に関する支援を行うこと、こちらは1つ目でございます。

2つ目、家庭的保育事業者等の必要に応じて、代替保育を提供すること。

3つ目が、こちらが受入れのことでございます。家庭的保育事業者等による利用乳幼児に対する保育の提供を終了する場合において、その利用乳幼児の保護者の希望に基づき、当該連携施設において、教育または保育を提供すること、こちらが連携施設の定義となっております。

- （委員） すみません、最後がちょっとよく分からなかったんですが、希望に。
- （事務局） その利用乳幼児の保護者の希望に基づき、当該連携施設において、教育または保育を提供すること。
- （会長） その条文を読むと、その保護者に決定権があるような読み方ですけど、それでいいんですか。
- （事務局） 保護者の希望に基づき、その連携施設に受入れをお願いする形になるんですが、今回の小規模保育施設と連携施設につきまして、その取決めをお互いしております、何人受入れであったりとか、そういうことを小規模と連携施設のほうで取決めを交わしていただいた上で受入れをしていただくという形になります。
- （会長） それは、公開になっているんですか。
- （事務局） 連携施設におきましては、利用者の案内のほうに提示のほうをさせていただきます。
- （委員） 先ほどの3つか4つのその定義を聞くと、別に連携施設は公立保育所、公立認定こども園であっても構わないわけですよね。特に、私立に限るとか書いてないので。それで、僕は何となくこれを見て思うんですけども、連携先の園を検討中というところに関しては、せっかく認定こども園、公立のが来年度から3つ中部と南部にできるんですから、せめてそこは、その何て言うんですかね、別にそこが全部0、1、2を過ぎたら3歳から受け入れるというわけではなくて、せめて相談とか、何かあったときには行けるような施設としてそこがなってあげれるというような形にしたほうがいいんじゃないかなというふうには思います。むしろ、もっと言うんだったら、連携先として、0、1、2以降も積極的に受け入れますというふうな形にできないのかなというふうにはちょっと思いますね。その社会福祉法人とか学校法人が母体になっているところは、何とかそれは連携はできると思うんですけど、個人でやっておられるところとか、事業所内保育所とかは、なかなかそういうのが難しいと思うので、むしろ、公立認定こども園のほうから積極的にうちが連携しま

しょうかというような働きかけをしていくべきではないかなというふうには個人的には思います。

○（会長）

それに関しては、どう思いますか。

○（事務局）

委員のおっしゃることは重々分かっているつもりでございます。ただ、統廃合計画もございまして、30年3園になります。その段階で、小規模保育事業所さんが、連携施設、今努力していただいていると思うんですけども、その後、31年度のときに、もし、その連携施設がないと認可の取消しということになるとそれは困りますので、それはその31年度の最終までの間に何とか連携施設のほうは調整したというふうに考えております。

○（委員）

公立であっても構わないんですね。

○（事務局）

はい、そのとおりです。

○（委員）

私自身が、頭ちょっとこんがらがってきて、基本的には委員が言ったみたいに、どこか面倒を見てやるところを必ずひも付きで付けといてやらないと、それは今言わはったように、31年のときまでに確定しとかなないと認可を取り消す言うたら、認可を取り消されるほうの事業所は困りますから、でも慌てるんやけど、結局、なかったらその3歳の次、2歳の子が3歳になるときに、結局、宙ぶらりんになってどこも行けません。お母さんが仕事を辞めなあきませんというパターンが起り得るんで、最終的な手段が認可取り消すぞという脅しでは、それは事業所はそれで認可取り消されましたで終わりますけど、そこに預けていた子どもと預けていた親はいや、認可取り消されても、私たち、じゃあ、次3歳のときどうしたらいいの、3月の中旬になってから認可取り消されましたと言うて宙ぶらりんになっても行くところがなくなってくるというのは困るので、僕が聞いたかったのは、やっぱり強制的に早めにどこか入れへんかったら、どこか提携させて必ず委員が言うみたいに、ひもを付けて上げてくださいと、必ずもうここはお母さんが、例えば早苗へ行きたいと言うてのに御幸しか行けませんと言うて、そこで母親が選択するのは構いませんけど、どこもなかったときには、必ずどこかの園が面倒見てあげるというひも付きの場所を、早めに強制的に作ってあげないと、31年まで待ってます、じゃあ、2歳の子はどうするんですかという話には下手したらなってくるんで、市は認可をやめさせるから言うて、脅しでどうにかなると思ってたらどうにもならへんかったと。泣きを見るのは親と子どもですから、早めに上のほうのその、3歳以上を預かっているところも積極的にちょっと市のほうが働きかけてやって、今ない、例えばちびっこランド京阪守口園とか、その提携先の園を検討中のところと、どこかお見合いさせ

てやるようなシステムを早い時期から考えてやらないと、脅しだけではどうにもならんことがあるん違うかなと思います。

○（事務局）

委員のおっしゃっているのは、3歳になられたときに、子どもさんが行く場所がなくなるというのが困るというお話やと思うんですけども、新制度が始まりまして、今27、28、今回29年度の入所の選考もしておるんですけども、小規模保育所事業所の2歳児の方が、3歳児に上がるタイミングについては、市が入所調整をせなあかんというような形にはなっております。ですので、3歳になられてからどこの園にも行けないというような形はしないように今、まさにこの3月なんですけども、調整をしているというふうな形になってます。ですから、連携施設という部分につきましても、連携施設ですが、保護者の方の希望で行きたくない場合もありますし、連携施設だけれども、定員が2名しか設定しなくて、3人目、4人目は入れないというふうなこともございます。ですので、そういったことも踏まえて、子どもさんが行き場所のないということのないように、市が調整をさせていただくというふうな形で今、実務をさせていただいております。

○（委員）

調整していただいて、それは必ずお約束していただけるんですかというところだけなんです、僕は。だから、別に親が、あんたの希望はちょっと聞けへんけど、取りあえずここやったら預かってあげるからという場所、空席を空けておいてやらないと、空けると約束していただいているんですね。

○（事務局）

去年、おととしと、今年度はまだですけども、そういった形がないように守口市はしております。

○（委員）

実際がないし、今年度もなさそうだということですね。

○（委員）

少し事務局のほうにお伺いさせていただきます。今まで待機児童というのは、0歳、1歳、2歳があるかも分かりません。3歳以上の定員の充足率と言ったら、守口全体で言っても、認定こども園も含めてなんですけど、空き具合はどうですかということなんです。大分、空いてるん違いますか。

○（事務局）

委員がおっしゃるとおり、3歳児につきましても、幼稚園枠、私立の幼稚園枠を含めると、定員については、今の現状では空きがあるという言葉はあれですけども、余裕があるというふうには思っております。ただ、今回、無償化ということを行いましたので、3歳児の方が大勢転入されてこられますと、今のその計画上の数では3歳以上についてはどうかという部分もありますので、そこは今ちょっと言葉を濁しましたが、この3歳の待機児童がないようにするというのは市の責任やというふうには考えておりますのでご

理解いただきたいと思います。

- （委員） 責任を持ってやっていただけるのであれば。かなり、結局9施設また増えるということは、その無償化で来るんじゃないくて、この人数も増えてくるわけで、そこまで全部を配慮した上で、ちゃんとどこかに行けるようにしていただけたんやったら、連携先は難しいということがあっても、そこだけ押さえといていただきたいというのが。
- （会長） それこそ、ことしはいいですよ、30年にこれと同じことをやって、そのときに、検討中であつたら、0歳で入った子はいきなり1歳か2歳で宙ぶらりんになりますから、それは、恐らくその場合は、ほんまの宙ぶらりんになったらですよ、だから逆に言うと、委員が言われるように、その場所を確保するために、ある意味でこの委員会として提言としては、連携先がない場合は、私立が連携先になるようにするというのを、この会議で提言してもいいと思うんですけど。
- （委員） 一方の捉え方、3歳からの流動性は、例えば保護者は、ここの認定こども園に入れたいなと思っておられて、それまでは小規模保育事業所で預けていて、そういう保護者もいるでしょうし、また反対に連携先、そういうふうはこの表を見てても一目で分かってくるんですけども、連携してる、きっと認定こども園のほうにそのまま上がっていくんだろうなというようなつながりを持たれているところもあるなという感じもしますし、実際、数字的にどうなんですか、空きと言うとおかしいですが、3歳の子どもたちの受入れ枠というのは、もう公立の幼稚園はもう3園になっていくことははっきり分かってますので、私立幼稚園のほうとか、認定こども園のほうなんかの空きの幅というのはどのぐらいゆとりがあるんですか、今現在。数字で話するのが一番分かりやすいとは思いますが、相当、まだキャパシティーはありそうな気がするんですが、0歳、1歳、2歳児までですが。
- （会長） それと今の現状で、流入はどのぐらい、もうかなり数字が出てると思うんですけども、恐らく来年の数字。
- （委員） 定員にかかわる充足率を見たら、それでもうどれぐらいになつて出てきますから、かなり流入するんじゃないかと予想もあるんですが、そのときはまた別。
- （事務局） それか、私立の認定こども園さんに。
- （会長） 定員の問題は、次の議題になるんですけど、どうしてもリンクしてしまうんでそうになってしまうんですけど。課長。
- （事務局） 特に3歳、4歳、5歳のお話になりますと、幼稚園ですので、市

外に出られる方、もしくは市外から来られる方、流動的になるのが現状でございます。特に、守口市の場合は、寝屋川市さん、それから門真市さん、隣接してるところが多ございますので、そういった部分で言いますと、毎年、年によっては守口市に来られる方が多い場合もありますし、守口市から出ていかれる方も多い場合もございます。ですので、なかなか分析的には難しいと思っているんですけども、ただ、幼稚園さんの実際には3、4、5歳の定員部分につきましては、一定、キャパがあるかなというふうには見込んでおりますので、今の段階で行きますと、一応、問題ないかなというふうには思っております。

○（委員）

0、1、2から3年のあれもあるんですけど、要は、皆さん一番困っているのは1なんですよね。育休が終わって、入ろうと思ったときに入れないというのが一番のところ、1に入れさえすれば、あとはまあまあ何とかなるということになるんですけど、3歳になって、やっぱり幼稚園がいいとかという選択肢もありますし、その3のときはまだ小規模から移るときは、その3が問題ですけど、本当に問題なのは1で、やっぱりその連携先という、やはりどうしても0、1、2の後に預かってくれる施設という連携というふうに見える、そこが一番大事は大事なんですけど、ただ僕としては、例えばこのちょっと個人の方とか、株式会社とか、何て言うんですかね、保育に関して経営基盤だとか人員確保の部分でちょっと弱いというか、普通の大きい学校法人さん、社会福祉法人さん、公立施設に比べて弱いところなんかで言うと、例えば最近だとノロウイルスがばーつとはやって、特に閉鎖になったりしたときに、それこそどこに預けていいか分からん親が一定出てきて、その10日間だか何らか休まなあかんみたいなことになるので、そういう意味でも、連携施設というのを、最終、何かあったときの場合として、やっぱり公立がせつかく3つあるんですから、最終はそこで何とかしますよというような3で預けるかどうか、預けられるかどうかは別としても、その辺の連携具合は、最低やっておいてもいいのかなというふうには思います。

○（会長）

市が、最終的には連携の最終的な受皿になるというか、バックアップとして機能するようにするというのを、市としては明言はできないと。

○（事務局）

市としての明言という部分でございますけれども、まずもっては、そのただいま再編計画のほうを我々としては着実に進めさせていただいているところでございます。その中で、今後、今の公立のうち5園につきましても、民間へ移管をさせていただくと。その中

では、公私連携、幼保連携型の認定こども園としての認可をさせていただくという形になってます。その中で、公私連携ということでございますので、公立だけに限らず、そういった部分の協定等を活用しながら、今おっしゃられている待機児童の問題についても我々としては考えていきたいというふうに考えてます。

ただ、最終的に、先ほど担当の課長のほうから申し上げましたとおり、実際問題、その31年の経過措置の期間までにその連携施設がないということになりますと、やっぱり認可という問題と絡めて、やっぱりそこに預かっておられるお子さんに非常に多大な影響を与えることとなります。そういったときには、公立としても当然のことを連携施設になれないわけではございませんし、またなっていくべきであるということも考えてございます。しかし、今現在では、再編整備にやはり優先をさせていただいて、公私連携の認定こども園についても、今後、協力を求めているというふうな立場でございます。

○（会長）

ただ、3園に、言葉の端を取り上げるようで申し訳ないけど、3園にするということではバックアップをちゃんとしますからという体があったんで、だから、バックアップをしないで3園っていうのははないと思います。集約、そういうふうに最初に文言としてあるはずなんで、だから、要するに、公立は公立としての機能を果たすということを前提に3園にします。だから、3園にするから、その後でバックアップをしますじゃないと、論理的に。だから、その辺は考えていただきたいと思います。その辺は、だから考えていただいて、バックアップとしての機能と果たすためにすることもしますんで、3園にしますということだったと思います。

そうですね。

○（委員）

変な言い方も分からないですけど、定員というのが初めから決まっていて、うちなんか私立幼稚園のままですので、今ごろお電話があって、引っ越すので市に問い合わせたら、公立はいっぱいですと、それで私立の認定こども園もいっぱいですと。先生のところ、空きありますか、うちは認定こども園じゃなかったんでただじゃないと思っておられる親がたくさんいらっしゃるみたいで、ただですよという電話もかかってきたんですね。定員空いてますって、もちろん、無償化になるということ、守口おっしゃってくださっているんで、お返ししますということを言えば、安心して願書を持ってこられるんですけど、そこら辺、やっぱり定員枠というのがどこの園にもあるので、ご本人は言えないけれども、先ほどからおっしゃっているとおり、子どもにとってはとても大変なことなので、何

とかしようというふうに、私たちもいつも定員を超えてはならないということはずっと守ってきたんですけど、やっぱりお話を聞いていても、定員を超えてらっしゃるところもあるみたいです。だから、公立は随分頑張っておられるんだなという感じはします。私学にも来てほしいと思います。

- （会長） 定員の話は、また後でしようと思えますけど、定員のところでちょっと待機児童の問題もあるんで、その辺の問題もちょっと議論したいと思うんですけど、その辺のところでもう一回やります。

ほか、何かありますか。

- （委員） 連携施設なんですけど、ちょっと気になったんですけど、ここの検討中というところに中部が4か所あるんですね。中部にちょっと集中しているのかなという感じがするんですけど、その辺でちょっとこの先、大丈夫なのかなというすごい不安に思うんですけど、実際どうなんですか。受入先、このままみんなが全然違うところと提携しても、またお母さんがた、遠いところに行かすのもどうなのかという問題も出てきますし、ちょっと提携先として足りてるのかなというところが不安なんですけど、どうでしょうか。

- （会長） 今回が2園検討中で、そのうち1園が中部で、それで参考のところにあるところで検討中で、中部が4つあるのかな、だから、中部が結構多いということなんですけど、だから中部は逆に言うと、連携先を見つけにくいんですか。

逆にいうと、そういう状況があるんだったら、市として何かしなきゃならないですね。だから、分析を得て、今はすごいいい指摘だったと思うんで、その分析を得てどうするか、だからそれは介入しなければならなければ介入、積極的介入をすべきだと思うし。

- （委員） 見ていたら、昔からある認可外保育所というか、家庭保育所というか、そういうところが連携先が見つからないという状態なんです。ずっとお世話になってきたところの部分ですので、それで新規参入のところは、もともと自分、幼稚園とかやっていて、連携先は当然見つけやすいと思うんです。中部はやっぱり私も住んでいたことがあるんですが、激戦というか、幼稚園、保育所も入りにくいっていう、もともとちょっと数が少ない地域なので、そこのところ、ちょっとやっぱり何とか市が介入していただきたいと思います。

- （会長） 中部特有のいろんなことがある可能性があるんで、その辺、ちょっと分析していただいて、中部に関してどうするか。だから、逆に言うと、古くからあるところは、連携先というのは今までそんなに重きを置いてなかった可能性があるんで、もうこのままほっときま

しょうかということになっているかもしれませんが、その辺もあると思うんで。

- （委員）　これは、ちょっと質問なんですけど、この小規模事業、参考の2枚目に認可してあるところというのは、これはいつ認可されたんですか。
- （事務局）　2枚目の9園なんですけれども、9園ある中で、一番下ありますけれども、上から3つ目のぽっぽ保育園、これ以外の8施設につきましては、27年4月1日で認可をしております。それで、ぽっぽ保育園につきましては、28年4月1日で認可をさせていただいております。
- （委員）　そうすると、変な話、29年3月14日時点で、丸2年たっても提携先を検討中が半分以上あるということですよ。
- そうすると、何か邪推をしてしまうと、この今回認可予定のところも、丸2年たっても何も変わらないと考えるのが妥当なような気もするので、合わせてやっぱりちょっと連携先ということ、何か手を打たないと駄目なのかなというふうに思うんですが。
- （委員）　それは、脅し文句でしかないから。脅し文句でしかないけど。ぜひとも、市のほうで大変やと思うんですが、働きかけをさせていただいたほうがいいのかも分からないですね。そうじゃないと、ただ実際にそれで認可取消しではないかも分かりませんが、民間の事業所さん、まあ、いいやんとなってしまうと、ただ、今回、無償化という守口市が相当そこにお金をつぎ込んでいるということがあるので、そういうことをしないと駄目ですよということが、市として言える力を守口市は持っていると思うんですね。だからこそ、これでいいですかということで、ここまでですよということを言っただけであればいいなというふうに思います。
- どうでしょうか。
- （会長）　連携施設に関して、どういうふうな公募の形を取られるか、本日の会議の意見を集約しまして検討したいと。
- （事務局）　多分、市側からは、今、それしか答えようがないと思うんですね。
- （委員）　あと、どこで落とすかと言うと、こちら側からの意見としては、鋭意努力してくださいと、可及的速やかに鋭意努力して、その結果、報告してくださいということしかこっち側も言いようがないんで、もうほんまに努力してください。あとさっ委員が言ったみたいに、あれやったら中部がもしくはあくのやったら外島だけ定員、後でまた話になるかもしれませんが、ちょっとようけ目に取っというて、最悪あかんかったらその3つになった外島に入れるような対策を採られたらどうかなどは、今、口では言うのは簡単で、やるのは大

変なのはよう分かってますけど、と思ってるだけで、多分、今、数もちゃんと分かってへんし、入ってくる人数も流動的でどれだけ入ってくるかも分からへんし、どこの中部にようけ住む、その人たちがいるんかどうかも多分市は分からないと思いますから、課長が言ったみたいに鋭意努力しますという返事で、僕は一応納得します。

最悪の場合は、市のこども園がどうするかを考えていただいてお願いいたします。それでよろしいですか。

○（会長） そうしたら、ちょっと申し訳ないですけど、委員にはちょっと退席していただいて、意見の集約をさせていただきたいと思うんで、ちょっとだけ、すぐに終わると思うんで。

それで、委員が退席してる間に、一番最後のピンクハートこども園に関する意見集約という形で、何かご意見はありますか。

○（委員） 住所が、38の2番地と3番地ということでもいいんですね。間違えると思いますよ。

○（会長） 事務方、この表記はどうですか。

○（事務局） こちらの住所とか所在地の表記なのですけれども、地番通りとなっております、住居表示がまだ建てる建物ができておりません。ですから、このような形で統一させていただいております。

○（委員） そんな住居表示の決まってないところも、半月後に開園するんですか。

○（事務局） こちらは、学校法人に確認させていただきまして、確実に建物ができるということでお伺いしておりますので。図面等ではきっちり審査しております。

○（委員） 確か、住居表示に関しては、その門の位置が、例えば更地のところに作る場合に、どこに正門を作るかによって住所の表が決まってくるところがあるので、もう現実には建ってなかったらおかしいわけですもんね。29年4月1日認可予定になってますので。

○（事務局） 1週間ほど前に確認させていただきました。そのときは、まだ基礎を作っている段階です。それで、これは設計士さん等ともお話しさせていただいております、建物自体はもうすぐ建つと。

○（委員） 平屋建てですか。

いえ、2階建てですけれども。ですので、学校法人とも確認させていただいておりますし、設計事務所とも相談させていただいてる中でスケジュールを見て可能だと考えております。

○（事務局） そうしたら、また建った後見に行っていいただければと思います。

○（委員） そんな、かえって突貫工事、もう作らなあかんってやってるのは相当、何か心配なことがあるのかわかりません。でも、それは大丈夫だと思います。

- (事務局) ピンクハートこども園にかかわらず、全事業所、今、建設中のところもいっぱい、内装工事とか改修工事をしているところはいっぱいあります。認可前には必ず全園確認させていただきます。よろしくをお願いします。
- (委員) 柱が垂直かどうか確認してください。
- (委員) 特に0歳児から0、1、2というのは、その突貫工事で壁が乾かずにシックハウスと言うんですかね、そういう怖さがあるので、そういう言うたら壁材なんか使われることはないと思うんですが、その辺りは、設計士さんなんか全部作っておられる方は分かっていると思いますが、やっぱりできたら見に行かれるんですね。
- (委員) はっきり言って、もしも作れなかったら5園が面倒を見るということで、しかないと思うんですけど。
- (委員) ちなみに、そのまだ完成してないところというのは、この9園の中でどこですか。
- (委員) 認可は市長がするので、僕らは意見だけなんで別にいいんですけど、ちょっと心配な部分でしょう。
- (委員) ちびっこランド京阪守口園さんの外部搬入なんですけど、外部搬入で離乳食はよろしいんですか。離乳食は、やっぱり自園ですよ。
- (会長) ちょっと、それ調べといてください。今、先ピンクハートだけ先に片付けてしまう、すみませんが、ピンクハートを先に片付けてしまうて、委員を。
 ピンハートはどうしますか、いいですか。建物をちゃんと建ててくださいという付帯事項を付けますか。
 (「いいと思います。」という声あり)
- (会長) そうしたら、そういうことで建物だけちょっと確認をお願いするということ。
 そうしたら、委員に入ってきてもらいますか。
 ちょっと確認ですけど、建物は間に合いませんね。
- (委員) ねえ。
- (会長) それをちょっと付帯事項に付けさせていただきます。それだけ、ちょっと付帯事項に付けさせてもらおうかなという意見が。
- (委員) ありがとうございます。
- (会長) そうしたら、ちょっと今ご意見があつて、1つは外部搬入に関して、ちびっこランドの外部搬入に関しては、どういうことなんですか。離乳食に関してはどうなんですか。ちょっと確認は。
- (事務局) 外部搬入につきましては、離乳食問わず、条例の経過措置で外部搬入可となっておりますので、よろしくをお願いします。
- (会長) これも 31 年度ですか。

- (事務局) はい、同じく 31 年度です。
- (会長) 逆に言うと、この外部搬入の場合、その施設に調理室を作るキャパシティーとか余裕はあるんですか。だから、そうすると 31 年で終わりということになるんですか。
- 連携施設からの搬入は、これは 31 年を超えてもオーケーなんですか。
- (事務局) 連携施設からの搬入は認められておりますので、特例措置ではございません。調理施設なんですけど、外部搬入、連携施設から外部搬入する場合には、そういった温めるような調理設備というのが必要になります。
- (会長) ちびっこランドの場合は、新たに調理施設を作るだけの面積的余裕はあるんですか。なければ、逆に言うと 31 年で終わりということになるから。
- (事務局) ちびっこランドは、以前、守口市でも何度か指導観察等をさせていただいているんですけども、調理設備、いわゆる台所みたいな部分というのは、部屋としては設置はされております。
- (委員) 設置主体が個人ですよ。それだけの余力があるのかというのは、ものすごい難しいなというふうに思うので、もうそこはこの経営をされている方の判断になりますかね。もしどうしてもここで残そうと思ったら、別に考えなあかんという話になりますよね。
- (委員) せめて連携施設に入れていただくという。
- (委員) 近いところは寺内ですね。
- (委員) 0、2 歳のところの調理って、結構、法律的には厳しいと思うんですけど。
- (委員) 43 m²で 15 人も入れるんですかね。
- (委員) ちょっと聞いてたあれなんですけど、まだ完成してないところ、この 9 つのうちで、明日入れないところというのはどこになるんですか。
- (事務局) 今改修、あるいは新築等を進めているんですけど、各園ともその中でこの 9 園のうち 1 か所だけ、現在は認可外なんですけれども、それが今回外部、認可内事業所に移行するところがあります。それがちびっこランド京阪守口園なんですけれども、そこ以外に関しましては、現在、改修あるいは新築を行っているという形になります。
- (会長) 新築はどれですか。河田先生のところ以外は。
- (事務局) 新築に関しましては、ピンクハートこども園のみです。ピンクハートこども園は、新築のところを借りて事業を行われるという形になっております。
- (委員) ちょっとすみません。私も仲間やからちょっと言いたくないんで

すけど、寺内さくらさん、43㎡で15人入るんですかね。

○（事務局）

寺内さくらつぼみルームなんですけれども、認可定員15人で、市がお聞きしている定員の内訳で言いますと、0歳、1歳、2歳で各5名ずつというふうにお聞きしております。それで0歳、1歳が1人当たり3.3㎡なので、0歳、1歳で33㎡面積が必要となります。それで、2歳に関しましては1人当たり1.98㎡5人いますので、基準上で言いますと42.9㎡という形になりますので、ぎりぎり一応クリアしているというような形で認識はしております。

○（会長）

この面積は、自己申告なんですか。

○（事務局）

面積につきましては、認可申請と合わせて図面提出いただいておりますので、それで確認させていただいております。

○（委員）

これは、トイレとかキッチンを全部入れて保育室等の面積というのは全部ですか。

○（委員）

違う、違う。57.21の中で子どもが使うところが43㎡と、そのトイレとかはその57の中に、だから9㎡、57やから、23㎡、トイレとか玄関とか、そんなん入れたら。

○（会長）

要するに、認可するかどうかだけ先に聞きましょう。そして、定員の問題はその次の問題であるので、定員の問題はちょっと後で考えましょう。

そうしたら、取りあえず、この8、ピンクハート以外の8園に関してどうでしょうか。

○（委員）

私、いてたらあかんのですか、ピンクハートは。

○（委員）

ピンクハートは、もうオーケーで終わったんです。

○（会長）

オーケーということで、ただ、先ほどもピンクハートのときも、建物をちゃんと建ててください。そういう意味でちゃんと間に合うようにお願いしますということをお願いできるでしょうか、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

そうしたら、次は、ちょっと全体的な問題にもなるんですけど、定員の利用定員の変更について行きたいと思います。

事務局のほうから説明をお願いします。

○（事務局）

先ほどの議題でも説明をいたしました。認可だけでは法的な位置づけがされた施設として、子どもの保育ということはできますが、確認という手続を経て、初めて子ども・子育て支援新制度化の事業所として運営費である給付費、これを受け取れることとなります。

その確認という手続をもって市が行う際に、事業所ごとに利用定員を設定していただくこととなりますが、この利用定員の設定につ

いて、この議題では当会議のご意見を伺うものでございます。

資料4「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る平成29年4月1日時点の利用定員（案）」を御覧ください。全部で7枚ものの資料で、1枚目、2枚目が東部エリアにおける変更後と変更前の利用定員、3枚目、4枚目が中部エリアにおける変更後と変更前の利用定員、5枚目、6枚目が南部エリアにおける変更後と変更前の利用定員を記載しており、7枚目、最後に市全体の変更前後の利用定員をお伝えしております。

表の区分の欄に、新たな定員設定や、定員の変更、閉園とありますが、今回の議題であります特定教育保育施設及び特定地域型保育事業に係る新たな利用定員の設定では、資料の表の区分欄が新たな定員設定とある施設についてご審議を頂きます。

新たな定員設定とある施設については、平成29年4月から、新たに認定こども園に移行する施設、もしくは小規模保育事業、事業所内保育事業として分園を開始予定の施設となります。

表の区分欄で定員の変更や閉園とある施設につきましては、平成29年4月から、以前に定めた利用定員を変更する、またはこの3月をもって閉園となる施設でございます。この定員の変更または閉園と表記のある施設につきましては、この次の議題であります29年4月1日からの利用定員の変更に係る報告についてでご確認を頂くこととなります。

そのため、今回の議題については、4月から認定こども園に移行する施設、もしくは小規模保育事業、事業所内保育事業として運営を開始予定の施設に係る新たな利用定員の設定についてご意見を賜りますようお願いいたします。

それでは、まず1枚目を御覧ください。東部エリアでは、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、新たな定員設定を行う施設が1園、先ほどご議論いただいた平成29年4月運営開始予定の小規模保育事業が1施設ございます。特定教育保育施設欄では金田幼稚園、特定地域型保育事業では第2一乗寺学園になります。

金田幼稚園は、新制度の適用を受けない従来までの私立幼稚園でしたが、幼保連携型認定こども園に移行するための施設整備が整ったことから、この度、平成29年4月1日から、幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、利用定員の設定について当会議のご意見を頂くものでございます。

次に、第2一乗寺学園についてですが、これは、先ほどの議題、地域型保育事業の認可についてでご審議いただいた認可定員と同

様の人数を利用定員として設定しようとするものでございます。

続いて3枚目、中部エリアをご覧ください。中部エリアにおいては、保育所から幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、新たな定員設定を行う施設が1園、先ほどご議論いただいた平成29年4月運営開始予定の小規模保育事業及び事業所内保育事業が4施設ございます。特定教育・保育施設の外島認定こども園、特定地域型保育事業の千成ヤクルトほくと保育園、ナースリーさくら第二園、大日第二サンフレンズ保育園、京阪グレース保育園でございます。

外島認定こども園は、市立外島保育所が平成29年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、この度、新たな利用定員の設定についてご意見を伺うものです。

次に、特定地域型保育事業についてですが、こちらは先ほどの議題、地域型保育事業の認可についてでご審議いただきました認可定員と同様の人数を利用定員として設定しようとするものでございます。

続いて、南部エリア、5枚目をご覧ください。南部エリアにおきましては、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、新たな定員設定を行う施設が1園、幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行することに伴い、新たな定員設定を行う施設が1園、そして、29年4月運営開始予定の小規模保育事業が4施設ございます。特定教育保育施設では三郷幼稚園、守口東幼稚園まこと保育園、特定地域型保育事業では寺内さくらつぼみルーム、ちびっこランド京阪守口園、B a m b i 保育園、ピンクハートこども園になります。

三郷幼稚園、守口東幼稚園まこと保育園は、新制度の適用を受けない従来までの私立幼稚園でしたが、認定こども園に移行するための施設整備が整ったことから、この度、平成29年4月1日から、認定こども園に移行することに伴い、利用定員の設定についてご意見を伺うものです。

次に、特定地域型保育事業の4園についてですが、こちらも先ほどの議題、地域型保育事業の認可についてでご審議いただいた認可定員と同様の人数を利用定員として設定しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、何とぞよろしく申し上げます。

○ (会長)

ありがとうございました。

また、ちょっとややこしい話なんですけれども、この議題は、その新たな定員設定の部分だけです。定員変更は次の議題になります。

す。だから、ちょっと新たな定員設定のところだけの話になるんですけど、最初にちょっとだけ教えてほしいんですけど、中部の千成ヤクルトほくと保育園ですけど、これは、19（5）ですよ。それで、この5だけを審議するということですか。

○（事務局）

千成ヤクルト保育園なんですけれども、こちらは事業所内保育事業所という形になりますので、事業所内保育事業所と言いますのは、定員19人の中で、基本的にはその事業主が雇用してらっしゃる労働者の子どもを預かる施設という形になります。ただ、その中で、法律上、守口市でも条例で定めているんですけども、定員19人に設定する場合については、地域枠、守口市のお子さんを5人以上取ってくださいねというのがありますので、利用定員の設定についてのご意見を伺う部分であったり、利用定員の設定についてというのは、飽くまでも地域枠のこの5人の部分で、残りの14人というのは、もう事業主のほうで設定をしていただく人数という形になります。

○（委員）

それは、向こう、ヤクルトの会社が15人目、16人目が出てきたときにどう、もしくはこちらで5人取っちゃうと、19までしかあかんかって、ヤクルトの従業員やのに、私の子どもだけどこか違うところに行かなあかんということが起こり得るわけですよ。これ、絶対14人よりも増えないと向こうは約束しているんですか。言うてことは分かりますか。

○（事務局）

小規模型の事業所内の事業所につきましては、地域枠が少なくとも5という形で決まっております。これは、制度上決まっておりますので、定員が決まっているんですが、19人の場合5です。それで、ですので、地域枠で5、お子さんが入っていて、既にヤクルトの事業所の方で14入っていて19でフルの場合は、新たに事業所の方がお子さんを預けたいとなってもほかを探していただくことになります。

○（委員）

それは、ヤクルトは、しょうがないですね、法律でそう決まっているんだから承知しているんですよ。でも、僕がもしヤクルトの会社の職員やったら、何でうちの子だけ、そういうとするとあれですけど、ナースリーさくらに行かなあかんのやと。やっとならあんな会社、俺の同僚のやつの子どもがそこにおるのに、何で俺の子どもだけこっち行ってんねんって言うて文句つけたくなるんで、ここは5は確保しておいてもいいんですけど、僕としてはフリーにしてあげたらと思って。ヤクルトのところには取らないほうは、あなたのところで19人使っていいよと言ってあげたほうが。いや、そんな多いかどうか僕、知らないんですけど、何人ヤクルトの人が

そこに預けているか分からへんし、5人ぐらいしかいないのにやったら5確保してもいいんですけど、ちょっとヤクルトの職員の人からするとかわいそうかなって。

○（事務局）

実は、新しい制度で、企業主導型というものがあります。こちらに関しましては、市が認可するものではなくて、まさに企業が主導となって、認可基準は同じような形なんですけれども、作っていくという形になります。ですから、事業所さんの立場に立てば、選択肢としては企業主導型というのもあり得ることはあり得ます。

事業所内保育に関しましては、市としましては、できれば臨機応変に、逆に事業所さんが預けている枠が少ないのであれば、預けている方が少ないのであれば臨機応変に5以上をしてくださいと、そこは交渉させてくださいという形でお願いはしております。

○（委員）

それは、勝手に企業が作ったほうの、だから15人目ができました、その15人目はただなんですか、無料で行けるんですか。それが僕の子どもで、そこだけ金がかかると言ったら、何で俺だけ払わなあかんのかってなると思いますよ。企業が勝手に作ったところを認可してもいいんですけど、そこを定員を超えたときに、その人の保育料は市が払ってあげるんですか。企業主導のほうで、例えば、今僕が言うように14人はいました、でも15人目のヤクルトの従業員がいて、どうしてもヤクルトの従業員がそこに入りたいと言うけど入れへん。でも企業主体の事業所を作ってもいいよという、認可してもいいよというルールがあるのは分かりました。そこに入れてあげればいいんですけど、それは、守口市ではただってなっているのに、その人は払わなあかんようになるのか、それかその人の分も企業が主体の保育所の児童のお金も市が払って上げるのか、その人だけが払わなあかんのか、みんなで割ってもらったらいいんですけど。だから、その辺も考えると、何か企業のところで手をつけちゃうとややこしいんで、おまえらもう好きにせいと、5人の枠もあんたらにあげるから、ただオーバーしたかってあとは全部企業で勝手に作って、その金を25人やったら25人で均等に割って保育料を払わせるんやったらそれでも構へんけど、そこに市が入ると何かややこしいかなと思うんで、5人だけこっち側に定員をどうのこうのというのがね、僕としてはこれは離してしまったらどうですかね、その定員の枠から。ごめんなさい、僕はそう思っているんですが。

○（会長）

認可はオーケーだけど、定員枠から外すと。

○（委員）

そうです。

○（会長）

でも、法律上は、認可枠、定員枠入れなあかん、法律で決まって

いるから。

- (委員) 5人は、入れなあかんのですか。
- (会長) 入れなあかんという。
- (委員) それは、公立は枠を取っとけと言ってるだけで、別にそこに市の子を入れなあかんというルールは別にないんですよ、当然。
- (会長) この地域枠という定義は何なんですか。ほかの市の子を入れても、それは地域枠なんですか。
- (事務局) 事業所内保育所の実情については、基本的にOBの方とか、ヤクルト、子どもを育てるために退職をする、でも事業所内保育所があるって聞いたから入れるわという方がほとんどなんで、あまりつながらのりない人が、急にその事業所内保育所のところに子どもを預けたいということのケースは少ないかなとは思いますが。
- (会長) 今後、恐らく増えるでしょうね。
- (委員) 正社員で預けるのは少ないということですか。
- (事務局) いや、正社員の方がほとんどで、地域枠があつたとしても、そのOBの人が使っているからOBということですね。
- (事務局) ちょっと複雑な話ですから、ゆっくり説明させていただきます。まず、ヤクルトさんのほうで、今回、14名が自分のところのいうたらあれになってますけども、そこについては、守口市以外の子どもさんがまず入れる形になると。それで、5名については基本守口市枠というような形で、守口市の定員に使わせていただくと。ですから、例えば今、普通の保育所でありまして、市外の子どもさんを受け入れることが可能になってますので、実際には、ほかの守口市は5人やって言うてますけども、そこに他市の子どもさんが入ってきたりとかいうことも実際可能ですので、実質的には、その19名ですね、19名の方の保護者の方がどこに住んでいるかによって、どこからその運営費を頂くかで変わってくる形になります。ですから、守口市が優先的に5名については、基本5名分入れさせていただきますねという形になってますので、その方については、守口市のほうを選定させていただいて、この方を決定すると。それで、その方については、守口市に住んでおられますので、実質的には保育料は無料ですから、無料で施設型給付と言いまして、その運営費については5名分、守口市がお支払いすると。それで、14名分については、その社員さんが住んではる市町村、どこか分かりませんが、そちらのほうから保育料が決定されますので、その分としてお支払いして、運営費もそちらから入ってくるというような形になるというふうな形です。
- (委員) 他市の人は、お金払わないんですか。

- （事務局） 他市の方については、要は他市の市町村が決める保育料ですの
で。
- （委員） 保育料をただにするか、しいひんかで決めてるところに従ってと
いうことですか。
- （事務局） ただ、その保育料については、その市の分以外の分につきましては、その事業所の福利厚生の部分という位置づけもありますので、そこの部分で、運営費の分が調整される可能性はあると思います。
- （委員） だから、他市の方針とその会社の福利厚生でどれだけ面倒見てやるかによって保育料が変わってくるわけじゃないですか、その他市の人は。でも、保育料がかかるかもしれないよ、ただになるという約束は、その5人のところは絶対ただなんですけど、14人のところは金がかかるかもしれないわけですよ。その14人が満タンで、僕がさっきから言ってるみたいに、15人目がヤクルトの職員でそこに入りたいんだけど、もう市が5人取っていて、14人満タンで企業きたときにお金がかかるんですか。
- （事務局） 例えば、その5人についても、今さっき失礼しましたけど、守口市の例えば保育所があります。そこに他市の子どもさんが利用することも可能ですので、例えば、守口市の5人枠と言うてますけども、その5人が空いてるときに、例えば守口市で住んでおられた方が5人枠で入っておられました。ところが、その方が、例えば門真市に引っ越しされましたと、そうしたら、その5人枠から出るということに本来はなるんですけども、その方は、一応、守口市のほうでその5人枠を使ってお預かりしますよということとは可能です。ただし、その5人目の方は守口市から出ていきますので、保育料は出ていかれた市の保育料をお支払いするというふうな形になってます。
- （会長） その5人枠の選定権は、どこが持っているんですか。
- （事務局） 守口市が持ってます。
- （会長） もしも5人埋まらなかったらどうなるんですか。
- （事務局） 今回、実際2次選考で新たに9の小規模保育事業所様、その中にどンドン世帯も入ってございますけども、この方、中で枠を設定、地域枠という形で5を設定していただいております。もし今回、その2次選考の中で埋まらなかった場合は、こちらのほうでまた、今、もう既に先週終わったんですけど、3次選考等で、こちらのほうで引き続き選考のほうは行うという形になります。
- （会長） それは、だからヤクルト側に1つずらすということはない、絶対しないんですね。埋まらなかったから、1つ向こうへ移動させるということはないんですね。
- （委員） とにかく5人枠を確保絶対しておくかどうかという話やと思う

んです。それで、それをどんどん、その事業主さんがどうしてもと言われて入れていったら、定員が決まっているので守口がこの5というのがどんどん減っていくというお話になっていくので、それかも5だけは完全に確保しているとかという話なんですよ。

○（事務局）

まず、事業所内保育事業所の定員の利用設定で、地域枠の設定なんですけれども、上限で決まっております。それで、利用定員が16人以上20人以下になりましたら5人以上という形で、地域枠としては5を設けることが認可の基準となってきます。したがって、5以下になることはありません。

○（会長）

逆に言うと、5以上やねんね。

○（事務局）

5以上です。したがって、私、先ほどちょっと申し上げましたけれども、できれば市としては増やしていただきたいと思っております。ただ、事業所さん、それぞれ福利厚生、あるいは社員の獲得ということでやっておりますので、そこら辺は協議していかなければならないという形になります。

それで、今回の市の無償化の対象なんですけれども、認可施設に通う市民の方が対象になります。したがって、事業所内保育事業所なんですけれども、19、事業所内保育事業として認可しておりますので、14、これは事業所が選ぶといいますか、入所を決めるんですけれども、市民の方が通われた場合は無償です。市外の方が千成ヤクルトさんにお勤めで入所、お子さんを入所させた、こちらは有償になります。地域枠で市民の方が入ってきた場合は無償です。地域枠を使って他市のお子さんを受け入れたという場合は、他市の保育料が適用されます。こういう形になっております。

○（委員）

5を過ぎて、でも19にはななくて、6人目の地域枠を使わない守口市民が入ってきたときは有償ですか。

○（事務局）

19のうち、5の枠以外で入れるのは、その事業所にお勤めの方です。ただ、市民が通う場合は、そこは認可園ですので、無償になります。

○（委員）

ほかにも事業所内保育所を設けておられる企業って、守口市内で幾つかあると思うんですけど、でもここに挙がってこないのは、要は認可を求めてないからですか。認可を求めてないところは、地域枠はもちろんなくて、もう好きにしていっていいということなんですよ。

○（事務局）

委員のおっしゃるとおりです。

○（委員）

例えば、家で何人か子どもを預かっているところなんかたくさんありますから。それは基準なんかはほぼなしでやってるわけですからね。

- (委員) それは、もう個人の話。
- (委員) 守口市としては、この5人は欲しいんですか。僕がこれだけ言っても、できたら5人枠は、さっき言いましたように3次選考、4次選考があつて、まだまだあふれてて、本当は入れてやりたいけど待機児童が多くてできたらそれは5人枠って法律で決まってるんやったら、そこ、何も僕が言うみたいに放棄せずに押さえたいと思っ
ているのか、いやいや、別にありますよと思っ
てはるのかがまず大前提で、守口市がすごい欲しいんやったら、もう取りに
いかなし
ようがないし。もしか、別に5人ぐらいどうにかなりまっせと言わは
るんやったら、もうヤクルトに渡したほうがややこしくないかなと
はいまだに思っ
てて。
- (委員) 今おっしゃっているのは、市が調整されるときの優先順位ですよ
ね。あえてここを取りに
いかなあ
かんのかという。
- (委員) そうです、そうです。
- (事務局) 当然ながら待機児童、特に0、1、2歳の待機児童が発生している現状を見ましたら、少しの枠でも欲しいというのが本音です。それで、あと実情を見ましても、千成ヤクルトさんに入りたいという市民の方もいらっ
しゃ
います。そういう意味でも必要だと考えてお
ります。以上です。
- (委員) そうなると、僕の意見は全然変わります。市が欲しいんやったら、それは取りに行ったらどうですかと。
- (委員) ついでで、その待機児童の予測を言ってもらえれば。
- (事務局) 待機児童なんですけれども、まず、今年度におきましては、枠のほうに報告して
ござ
いますが、28年4月1日、並びに28年10月1日という形で今公表して
ござ
います。なお、28年の4月1日ですけれども、厚労省定義の待機と言われるのが17名で、そのうち全体の申込者というのが約110名という形になって
ござ
います。なお、28年の10月1日
ござ
いますけれども、こちらについては厚労省定義では25名で、全体のお申込者数では303名という形になって
ござ
います。こちらが、あとは来年、次の4月になるんですけれども、29年の4月1日
で、今どれぐらいの待機が見込まれるかという
ところ
ですけれども、今実情、29年度に向けた入所選考のほうで、今、2次選考、3次選考の受付がちょうど終わつたところなんですけれども、2次選考の終わつた段階で、まだ今後の調整対象者と言われる、要するにどこにも決まっておられないという方が118名おられますので、あとは今回3次のお申込みの結果と合わせた上で、またこちらのほうで来月の4月1日の待機の数のほうを算出させていただきます
とい
うふう
に思っ
てお
りま
す。

- （委員） すみません、その 25 名の年齢内訳を教えてください。
- （事務局） 25 名の内訳が、今、すみません、手元に資料がないんですけれども、全体のお申込者数の 303 名の内訳のほうは今手元にございますので申し上げたいと思います。0 歳児 148 名、1 歳児 76 名、2 歳児 58 名、3 歳児 14 名、4 歳児 4 名、5 歳児が 3 名、計 303 名、それで、25 名の厚労省定義の歳児別もございましたので、合わせて申し上げたいと思います。0 歳児が 8 名、1 歳児が 10 名、2 歳児が 5 名、3 歳児が 2 名、4、5 歳児は両方とも 0 となってございまして合計 25 という形になります。
- （委員） すみません。足しなおすのがじゃまくさいので聞きますけど、今回 9 施設を認可しましたけど、認可しようとしてますけど、ここの年齢構成的に合計した人数はどのぐらいなんですか。3 号認定の 0 歳と 1 歳、2 歳。
- （事務局） 申し上げます。新たに今回、認可を受けた 9 園の小規模の歳児別の利用定員は、0 歳が 42 名、1 歳が 49 名、2 歳が 55 名、計 146 名となっております。
- （委員） これは、簡単に考えると 0 歳時は絶対に無理という答えになるんですけど、だから、今回の小規模のやつを全部定員をオーケーにしても無理という答えになってしまうんですけど、その辺は市としてはどう考えているんですか。
- 今のところ、その未決定が 0 歳児は 148 で、これがどのぐらいまで圧縮されるか分かりませんが。
- （委員） それに付け加えて教えてください。この 148 名、例えば 0 歳児、ほかに空いてる枠があって、それで保護者のニーズで第 1、第 2 に入れない、ただ空いているのは空いてるというのか、実際問題、相当、もうどこにも入れない状況が出ているのかによって違ってくると思うので、どうですかね。
- （委員） 先ほど僕が言ったように、1 歳なんですよ、要はね。1 歳で入れないで困るので、みんな 0 歳から申し込んでいます。だから、厚労省定義では 8 名なのに 148 という待機があるというのは、どこでもいいわけじゃなくて、できれば 1 歳になってここに入りたいという人が 148 人ですよ。
- （委員） だから 1 歳、2 歳の子どもを合わせて 220 人ぐらいをどうもっていくか。
- （委員） 一番は、もちろん保護者の思いは分かっているけど、そんなに距離が離れてなくて、でもここしかあかんと言われてしまうと、それを言い始めるともう難しいと思いますわ。問題は、やっぱり入れるよという、どこかに入れるよという状況を作っておくことで。

- （委員） その0歳の話なんですけど、今はもうみんな一般企業でも1歳半まで育休を延長できますので、でも育休を延長するためには、保育所に申し込んでいるのに入れませんよという証明書が要るので、そのために出してるだけの人もこの中にいらっしゃるんでしょうけども、それをちょっと市のほうで把握するのはちょっと難しいでしょうね。
- （委員） この0、1のところの人数についての今後の見込みというのは、課長はどう考えているんですか。これは、小規模は、全部定員を認めざるを得ないと思うんです、逆に言うと。
- （事務局） よろしくお願ひしたいと思っております。まさに3次の募集が終わりまして、今、分析してるところなんですけれども、実際には、保護者のニーズと希望するところ、希望しないところ、もしくは本来は希望したいところに入りたいけども、それよりもどこかに入りたいという方もおられるというふうな現状もございます。それで、新制度が始まりまして複雑になっておりますので、なかなかその保護者の方と説明する中で、今回、去年の方も、施設のほうで募集されているところには○を、それから募集してないところには×をというふうな形で、保護者の方にはお示しするよう形にしています。要は、できる限りマッチングできるような対応をするべきやというふうに考えて、こういった方法も導入させていただきました。ですので、守口市としましては、待機児童が1人でもないようにしていきたいというふうに考えておりますが、なかなかそのアンマッチというものはやっぱり出てくるのかなというふうに考えておりますので、精一杯頑張らせていただきますのでよろしくお願ひします。
- （会長） それで、先ほど、つぼみルームのところでも面積の問題が出てきたけども、逆に言うと、今既存のいろんな施設で、定員増とか弾力的な定員運用ってできるんですか。
- （事務局） 今回の9園の認可に、小規模保育事業所のことなんですけれども、あくまでも利用定員、認可定員というのは法律上19以内というふうに決まっております。ただ、施設によっては、施設面積、また保育士の数等で最大小規模保育事業所と言いますと22名まで弾力的運用は可能というところもございます。また、小規模保育事業以外にも、認定こども園、新たに今回私立で3園、公立で1園ということで施設もございまして、こちらもおくまでも利用定員としましては、今資料に載せさせていただいている数字を張っていらっしゃるけれども、施設面積もしくは保育士の数等によって、年齢で、各年齢によっては弾力的運用等を行っていただくような施設も出

てくるかと思われます。

○（委員）

これ結局、委員長先生が言わはったみたいに、148人いて、どこかで、さっき僕が言うてた、今から考えるとおかしい話で、5人枠でも、少なくともちょっとでも欲しいという状況で、目一杯19人認可しても全然足りひんということは、最終的にこの認定こども園とかの0歳児をどれだけ増やすかという話になってきますよね。

○（会長）

僕の個人的な案は、さくらつぼみルームは、15の定員をそのまま守ってもらって、あとは二、三人増やしてもらえないかなと思ったりもするんですけど、焼け石に水かもしれませんけど。

○（委員）

それでも30人ぐらいですよ。そうすると、例えば、その認定こども園が、3号認定0歳が6人のところ、ここは30人取ってしまうとかしていかないと、とてもじゃないですけどけたが違うんで、その何人がまともに待っているか知りませんが、市が本気になって待機児童0に持っていこうと思うんだったら、そこでカバーするしかないということですね。

○（会長）

それで、結局、先ほど委員が言われたように、証明書の発行だけでもいいからできるような体制を作っておかないと、恐らく悪循環がスタートするんで。

○（委員）

数字のマジックがありますからね。

○（事務局）

今、その人数の議論の中で、28年10月1日現在303人、厚労省の定義の形で動いているかなという印象を受けたんですけども、先ほど申しましたように、29年4月、これは3次選考前が118人になってます。ですので、この303人は、一旦はこの3次選考のほうに回っておられます。それで、厚労省の定義が118人という形になっております。それで、3次募集は終わってますので、これからマッチング等のいろいろ分析はせなあかんと思うんですけども、この分析する前に、この118人の内訳を見ますと、0歳児が16人、1歳児が42人、2歳児が41人、3歳児が18人、4歳児が1人、5歳児0人です。ちなみに、3次募集の受入れ枠の一覧表の中で0歳児なんですけれども、市全体としては51人の受皿を持っています。ですので、この16人の方が仮にどこでもいいと言うならば、この16人の方は全部埋まります。

それで、1歳児につきましては、若干20ほどの受皿しかございませんでしたので、この42人の方、どこでもいいと言ったところで、やっぱり25人の方が待機児童になりますんで。

2歳児の方につきましてはですね、受皿が44、その中で41人の方がありますので、この41人の方がどこでもいいというなら当然埋まります。どこかに入れます。

この18人の方ですね、これは、だから3歳児の方は18人いますけども、受皿が15人しかいませんので、仮にどこでもいいといってもこの3人の方は待機、受皿が確保できていないという意味でございます。あと4歳児の1人につきましては、その受皿だけでも32枠ありますんで、この1人の方がどこでもいいというならば必ずどこか入れるというような状況でございます。ですので、今このこの人数の議論を進めるに当たりまして、待機児童が発生する可能性がどうして1歳、3歳という部分で22人と3人、このラインになってくるかなとは思いますが、それを含めて、これの定員の数等の議論のほうでお願いしたいんですけども、以上です。

○（委員） 今のお話ですけど、守口市の分析としては東部とかエリアに分けられてますけど、今、どこにでも希望されればという話なんですけども、エリア別ではどういうふうに見られているんですか。

○（事務局） この118名の方ですね。全体像でよろしいでしょうか。まず、東部エリアが16人です。中部が28人、南部が74人という形になってます。

○（委員） というのはですね、今、厚労省が指定している待機児童の数の考え方と、いわゆるその隠れ待機児童というような言葉もあるんですけど、場所が遠すぎて、そこを指定されても行けないというふうな方もおられると思うんで、そこら辺のフォローも含めて数が足りてる、足りてないという論議をしないと、守口市の中、どこかしら入れるからいいやんというのでは、これは待機児童の解消ということにならないと思いますんで、そういう意味で、ちょっといろいろと質問させてもらったんですけど。

○（会長） 恐らく現況で行けば、待機児童は絶対に発生すると。それで、特に1歳児が一番問題になるだろうと。それで、隠れ待機児童というか、恐らくその先ほど下江委員が言われていたように、証明書を出せなかったから、結局は仕事に行きたかったけど行けなかったとか、そういう延長ができなくてどうしようもなかったとか、そういうケースも出てくるだろうと思うんで、その辺を含めて0歳、1歳、その辺のいわゆる3号認定のところをどうするかということが問題になってくると思うんです。そういうところで、やっぱりその新たな定員設定というのは、個人的には先ほど言いましたように、もうみんな認めざるを得なくて、むしろ弾力的運営をお願いするしかないというふうには思うんですけど、皆さんがたのご意見はいかがでしょうか。

○（委員） 今、新たな定員設定のところだけの話ですよ。

○（会長） はい。次のところにも関わってくるんですけど、定員変更がある

んですけど、結局、下げるほうにはどうしても無理なんで。

- （委員） これちょっと前が分からないんですよ。その変更前。例えば、東部で言うと金田幼稚園、変更後は載ってますね。
- （会長） 新たな設定やから載ってるんだけど、でもこれは、幼保連携になったから新たになっていて、その前の幼稚園の定員は載ってないですよ。
- （委員） そうです。もちろん、数を増やされたんだと思うんですよ。減らされているところはないと思うんですけど、その推移が分からなくて、新たな定員はこれでオーケーですというのは何かよう言わんなど。
- （会長） これは、分かりますか。その区分の変更というか、要するに、施設事業型の変更に伴う新たな定員設定の場合、9の例えば幼稚園やった場合の定員とか、だから幼稚園やったから、例えば3号認定はないはずなんで、そうすると、恐らく2号。
- （事務局） まず、金田幼稚園ですけども、0、1、2歳はすべて今までやっておりませんでしたので増になってます。3、4、5歳につきましては、一定、施設整備もそうなんですけども、定員の中で、要は1号の方の中で2号も使えるようになりますので、実質的には、3、4、5歳の部分についてもそんなに変わらないというふうな形があります。ですから、新たに認定こども園になるということは、施設型給付も移られるということなんですけども、そういった部分につきましては、今回、三郷幼稚園さんもそうですけども、もともと0、1、2歳はやっておられませんでしたので、まるまるの純増になります。それで、3、4、5歳については、1号の定員を使われて2号を増やされているというふうな形になっておりますので、その部分については、そんなに差異はないというふうに思っております。
- （会長） つまり、1号、2号のもともとの定員を減らして3号にはしていないということですね。
- （事務局） はい。今回、新たに認定こども園になる公立も、外島認定こども園以外につきましては、私立幼稚園からの認定こども園への移行という形になります。この私立幼稚園と言いますが、子ども・子育て支援新制度に移行する前のいわゆる旧の私学助成に係る幼稚園ということで、この2号定員という考え方ありません。新たな認定こども園に移行することで、初めて施設型給付金、また利用定員、認可定員という考え方ができますので、この資料の作り方にさせていただいているという形になります。
- それで、従来の幼稚園につきましては、1号、2号、3号という

考え方はないんですけども、この資料ベースで言いますと、1号認定子ども、要は幼稚園を利用されるお子さんだけの定員を設定している。ただ、なかなか私立幼稚園というのはどこも認可定員までのお子さんが入っていないという状況もありまして、このたび、認定こども園になられることで3号認定子ども、0歳、1歳、2歳のお子様、そして新たに保育ニーズである2号認定、3歳、4歳、5歳の設定をしていただいたということになります。

○（委員） ちょっと質問なんですけど、この守口東幼稚園は、幼稚園型認定こども園と書いてあるんですけど、幼保連携型とは何が違うんですか。

○（事務局） 幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いなんですけれども、実際に利用されるお子さんという部分で言いますと、そんなに大差はないです。ただ、まず幼保連携型認定こども園というのは、手続上で言いますと、幼稚園でもなく保育所でもなく、新たな施設ということになりますので、新たな認可を大阪府もそうなんですけどもしていただいています。

対して、幼稚園型認定こども園というのは、飽くまでも幼稚園という施設、認可部分を残しながら保育機能が新たについて、それで認定こども園として大阪府が認定を行う施設という位置づけになります。また働く職員さんにつきましても、幼保連携型認定こども園というのは、基本的には幼稚園免許、保育士資格、両方を併有しておかなければならないという部分があるんですけども、幼稚園型保育所型認定こども園につきましては、どちらかの免許が、両方取ることが望ましいんですけども、片方の免許でも大丈夫というふうな状況になっております。

○（委員） 実質は、そんなに変わらないということですよ。

○（事務局） お子さんを、利用される方からしてみたら、そんなに大差はないなど。

○（委員） 幼稚園協会の会長として、9園の幼稚園のうち2園を除くほかは幼保連携と幼稚園型に移りました。耐震を兼ねて施設を作り直さなければということで、大きな補助金が出ましたので、保育園の部分の定員は増に、今までなかったのが増になっています。

私のところなんかは、半分が大阪市、半分は守口市の位置ですので、住民環境も理解があまりなかったもので、最後にできなかった、廃園できなかった民間のまま幼稚園ですけど、土地が1,000坪あるのに、幼稚園の子ども150人だけなんで、保育も作りたいなと思います。すみません、今先生のお話を聞いてみても、ニーズに合うところを作ってやりたいとは思いますが、今のところ、まだ

幼稚園型給付の幼稚園になると、また市と話し合いながら、土地を利用、十分に活用して、待機児童解消に向けていきたいと思います。私的な意見ですみません。

○（会長）

いろいろ意見が出ましたけど、この新たな定員設定に関しては、何かご意見はありますか。

認めるという方向でよろしいでしょうか。

そうしたら、ちょっと時間がどんどん、どんどん過ぎてしまって申し訳ないです。

次は、4つ目の平成29年4月1日からの利用定員の変更に係る報告について、これは飽くまで報告なんで、引継ぎ事項ではございませんので、そのつもりでお聞きください。

そうしたら、よろしくをお願いします。

○（事務局）

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設の利用定員を新たに設定するときは、あらかじめ審議会その他の合議制の議会の意見を聞かなければならないとあり、本市では、子ども・子育て会議の意見を聞くこととしており、先ほどの議題でご審議を頂きました。

この議題につきましては、以前、設定いたしました利用定員の変更についてでございます。定員の変更につきましては、子ども・子育て会議の意見を聞かなければいけない旨の規定は、子ども・子育て支援法にはありませんが、当初の利用定員の設定について、子ども・子育て会議の意見を聞いていることから、その後の定員変更につきましても、子ども・子育て会議への報告という形で利用定員の動向を報告させていただくものです。

資料4、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る平成29年4月1日時点の利用定員案をご覧ください。

表の区分の欄に、定員の変更もしくは閉園とある施設についてご報告をさせていただきます。

まず、1、2枚目の東部エリアをご覧ください。今回の利用定員を変更する施設ごとに、変更後の利用定員を1枚目に、変更前の利用定員を2枚目にそれぞれ記載させていただいております。東部エリアでは、平成29年4月から利用定員を変更しようとする施設が3園ございます。大阪国際大和田幼稚園、オリンピアおおぞら保育園、白百合幼稚園になります。

平成27年4月に、幼保連携型認定こども園として認可をいたしました大阪国際大和田幼稚園は、認可当初、1号認定子ども及び2号認定子どものみの設定で210名の定員でございました。今回、園舎の建て替えを行い、1号認定子ども及び2号認定子どもの定員の

拡大、さらに新たに0歳から2歳までの3号認定子どもの定員を設定することとなります。なお、大阪国際大和田幼稚園については、園舎の建て替え及び認可定員の変更も伴うことから、幼保連携型認定こども園の認可権者である大阪府への認可事項の変更届も提出予定でございます。

次に、オリンピアおおぞら保育園についてです。オリンピアおおぞら保育園につきましても、平成27年4月時点では、50名の認可定員及び利用定員の設定を行っていましたが、この度、施設の改修が済んだこと、また現在の実利用人数等を踏まえ、認可定員及び利用定員を50名から70名に変更をいたします。

次に、白百合幼稚園についてです。白百合幼稚園につきましても、資料の2枚目にもあるとおり、1号認定子ども及び2号認定子どものみの定員設定を行っている幼稚園型認定こども園となります。当初は1号認定子どもが74名、2号認定子どもが6名の内訳でございましたが、この度、来年度の利用予定者の割合が変更となることから、実情に応じて1号認定子どもを70名、2号認定子どもを10名に変更するものです。

次に、平成28年度末で閉園をすることに伴い、利用定員がなくなる施設についてご報告をいたします。

東部エリアにある市立とうだ幼稚園でございます。資料の2枚目にあるとおり、新制度に移行した幼稚園として1号認定子どもを28名、利用定員を設定してございましたが、市が昨年度策定致しました再編整備計画に基づき、28年度末に閉園をいたします。なお、再編整備計画にも記載のあるように、現在のとうだ幼稚園の在園児につきましても、29年度は同じく東部エリアにある市立おおくぼ幼稚園に転園していただくというような形になります。

東部エリア全体で申し上げますと、平成29年度からの新たな認定こども園や小規模保育事業の設置、また既存園の利用定員の変更により、利用定員が3号認定こどものうち、0歳児で27名、1、2歳時で74名、2号認定子どもで68名、1号認定子どもで151名の増加となり、合計で320名の増加となります。その結果、東部エリア全体での利用定員につきましては、1,873名となります。

次に、資料3枚目、4枚目の中部エリアをご覧ください。先ほどと同様、今回の利用定員を変更する施設ごとに、変更後の利用定員を3枚目に、変更前の利用定員を4枚目にそれぞれ記載させていただいております。

中部エリアでは、平成29年4月から利用定員を変更しようとする施設が1園ございまして、御幸幼稚園・さくらんぼ保育園がその

施設になります。今回、現在設定している1号認定子どもと2号認定子どもの利用定員の内訳を変更する予定でございますが、当初は1号認定子どもが129名、2号認定子どもが54名の内訳でしたが、この度、来年度の利用予定者の割合が変更となることから、実情に応じ、1号認定子どもを48名、2号認定子どもを135名に変更するものでございます。なお、3号認定子どもに関しましては、御幸幼稚園・さくらんぼ保育園での利用定員の変更はございません。

次に、平成28年度末で閉園することに伴い、利用定員がなくなる施設についてご報告をいたします。

中部エリアにある市立外島保育所です。これは、先ほどの議題で新たな定員設定を行う施設として、市立外島認定こども園の利用定員の設定についてご意見を伺いましたが、外島保育所が認定こども園に移行し、利用定員を新たに設定することに伴い、保育所としての利用定員の設定がなくなるためです。中部エリア全体で申しますと、平成29年度からの新たな認定こども園、及び小規模保育事業の設置及び既存園の利用定員の変更により、3号認定子どものうち0歳児で16名、1、2歳時で42名、2号認定子どもで58名の増加で、1号認定子どもにつきましては、51名の減少となりまして、合計で65名の増加となります。その結果、中部エリア全体での利用定員は1,002名というふうになります。

次に、資料の5枚目、6枚目の南部エリアについてご説明をさせていただきます。

南部エリアでは、平成29年4月から利用定員を変更しようとする施設が1園ありまして、橋波幼児舎になります。橋波幼児舎に関しましては、来年度の利用予定者の実情に応じ、また保育士不足等の状況を踏まえ、利用定員の変更を行うものです。なお、内訳といたしましては、3号認定子どものうち0歳児を12名から6名に、1、2歳児を40名から43名に、2号認定子どもを68名から61名にそれぞれ変更いたします。1号認定子どもに関しましては、利用定員の変更はございません。

南部エリア全体で申しますと、平成29年度からの新たな認定こども園、小規模保育事業所の設置、また既存園の利用定員の変更により、利用定員は3号認定子どものうち0歳児で23名、1、2歳児で109名、2号認定子どもで93名、1号認定子どもで280名の増加となり、合計では505名の増加となります。その結果、南部エリア全体での利用定員は1,465名となります。

資料の7枚目には、平成29年度からの新たな認定こども園や小

規模保育事業の設置、また既存園の利用定員の変更により、市全体の増減を記載しています。

市全体の利用定員については、3号認定子どものうち0歳児で66名、1、2歳児で225名、2号認定子どもで119名、1号認定子どもで380名の増加となり、合計では890名の増加となります。その結果、守口市全体での利用定員は、4,340名となります。以上、誠に簡単にはなりますが、利用定員の変更に係る報告を終わります。

○（会長）

報告事項なんですけども、何か質問等がありますか。

○（委員）

すごく基本的なことでも申し訳ないんですけど、ここに書かれているその他の特定教育・保育施設というのは、いわゆる新制度以前の幼稚園のままいるところか、認可外の施設かということで思っているのでしょうか。

○（事務局）

その他の特定教育・保育施設なんですけれども、東部エリアで言いますと、この表に載ってる以外の認定こども園もしくは保育所になります。飽くまで特定教育・保育施設という言い方なんですけれども、子ども・子育て支援新制度の施設型給付に該当する施設のことを特定教育・保育施設と言いますので、従来の私学助成の幼稚園に該当する施設につきましては、この資料のどこにも数字は載ってこないという形になります。子ども・子育て支援事業計画につきましても、各号方策では分けて記載をさせていただいていますので、あくまでも特定教育・保育施設に係る部分でこの資料は作らせていただいております。

○（会長）

何かございませんでしょうか。ちょっと時間も押しているんで、報告事項なので。

○（委員）

これは、29年3月31日までに、新しい建て替えのところとかは、建物が全部出来上がっていないといけないんですよ。もし、これできなかったらどうなるんですか。運動場の整備とか全部終わらないと。

○（事務局）

小規模保育事業所の話もありましたけれども、認定こども園につきましても、今回、新たに施設整備を行っている施設等というのがございます。その中で、大阪府に認可申請、認可権者というのは大阪府にありますので、大阪府で認可申請等を出して、大阪府でもこのような、大阪府の認可部会というのを設置していますので、ここでこういった議論のやり取りをさせていただいております。それと並行いたしまして、守口市でも当然、市内の施設ですので、例えば今回でしたら新たに設定をされた金田幼稚園さんだったり、三郷幼稚園さん、大阪国際大和田幼稚園さんとかもご確認を、施設の状況とかを確認させていただきまして、それで、施設の方にもヒアリング

をさせていただき、4月1日には間に合うというふうに見極めさせていただいているところでございますので、4月1日からの新たな認定こども園の認可、もしくは利用定員の変更というのは大丈夫というふうに考えております。

- (委員) 大丈夫です。
- (会長) できなかつたらどうなるかということで。
- (委員) 園長先生が、運動場の整備ができへんから、4月どうかなとかいうことを言うてはったから、どんなんかなと思って。それは全部見切り発車で行くんですかねと思って。
- (委員) ちなみに、これは余談ですが、小学校統合とか今してますでしょう。運動場の整備が後になる場合があります。それはもうしようがないです。間に合わないですから。その代わり、校舎というか、ちゃんとそこで学習ができる環境を整えて、あと半年後ぐらいで完成させていたり、1年かけて完成させる場合があるので、小学校、中学校なんかはそうしますね。ただ、ここで言われている認定こども園とか、そういう場合はどうなのかというのは私は分からないので。
- (会長) その辺は、しっかりと見極めて監査していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。
そうしたら、ちょっと時間も押してるんで、次に移らしていただきます。
第5番目は、この設置条例の改正についてです。これも報告なんですけど、これは実はその6番目の重大事故等検証委員会の設置というか、それに関わることで条例を変更しようという報告であります。
お願ひします。
- (事務局) それでは、議題の守口市子ども・子育て会議設置条例の改正の報告についてご説明申し上げます。
資料5をご参照賜りたいと存じます。
守口市子ども・子育て会議は、現在、条例第5条の規定により、必要に応じて会議に部会を置くことができることとなっております。当該設置された部会におきましては、より専門的な知見を有する事項を取り扱いますが、必要に応じて、より詳細かつ広域的な調査、審議を可能とするため、会議に専門委員を置き、部会の構成委員となつていただくことができるよう、守口市子ども・子育て会議設置条例の一部が改正されたものでございます。
子ども・子育て会議が、子どもを取り巻く非常に広い分野について調査、審議する付属機関であり、今後も特定分野について部会を

設けることが想定されます。今回の改正により、今後は必要に応じて、部会に専門委員に入っていただくことが可能となります。なお、事務局として、現時点で具体的に想定している専門委員ですが、次の議題6でご審議いただく特定教育・保育施設等重大事故検証委員会に、専門委員として弁護士及び学識経験の方に構成委員として入っていただくことを想定しております。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。改正後の第3条でございますが、変更第2条の次に、新たに第3条として専門委員の規定を設けるものでございます。

第1項では、専門委員を置くことができる旨を、第2項では、専門委員は学識経験のある者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する旨を、第3項では、専門委員は、当該専門の事項に関する調査、審議が終了したときは解職する旨をそれぞれ規定するものでございます。

次に、改正後の第6条でございますが、部会に属する専門委員は、会長が指名する旨を規定するものでございます。改正につきましては、去る2月21日に、市議会において条例が可決され、2月27日に交付、施行されております。以上、誠に簡単なご説明でございますがよろしくお願ひ申し上げます。

○（会長）

要は、今回療育保育の部会を作りましたけど、そのメンバーというのは、この親委員会の中から絶対選ばなあかんじゃないですか。それではなくて、今後、別の部会を作った場合に、この委員以外から入れられますよという、専門の委員を入れましょうというそういう特殊性があつて、だから、今まではこの委員会は絶対親の委員会の一部の集合だったのが、全然違う人が入る、例えば弁護士さんとか、そういうものをその委員会、専門部会だけに入れようという、そういうことですね。

○（事務局）

はい、会長がおっしゃるとおりでございます。

○（会長）

よろしいでしょうか。それで、続けて6番目に行きたいと思うんですけど、これは、この委員会が知ってなあかんというか、上からの命令というか、国の命令が結構あつて、こういう委員会を設定しろということが言われてきました。それで、特定教育・保育施設等における重大事故検証部会の設置について、説明をお願いします。

○（事務局）

それでは、議題6．特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置についてご説明申し上げます。

資料6をご参照賜りたいと存じます。1 特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置の経緯、(1) 国の通知でございますが、平成28年3月31日に、国から出された通知「教育・保育施設等に

における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」において、重大事故発生時に自治体が行う検証の具体的な考え方、検証の進め方が示されました。

通知の主な内容でございますが、①重大事故が発生した際に、外部の委員からなる検証委員会が発生原因の分析や再発防止策の検討などの検証を行い、その結果と再発防止のための提言をまとめた報告書を自治体に提出すること。②外部委員は、教育・保育施設等での重大事故の再発防止に知見のある有識者とする事となっており、なお、外部委員の例として学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者等が示されております。

次に（２）市の対応（案）でございますが、①国の通知では、事前に検証委員会を設置することまでは求めておりませんが、必要なときに速やかに招集・開催できるよう、事故発生前から、当該検証委員会を設置したいと考えております。

また②設置方法としましては、当該検証委員会の役割や国が例示する委員構成をほぼ包含している子ども・子育て会議の部会として事前に当該検証委員会を設置したいと考えております。

２ページにまいりまして、２ 特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の概要でございますが、案としましては、（１）設置目的は、特定教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、国の通知に基づき、事実関係の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討し、その結果と再発防止のための提言をまとめた報告書を市に提出することを目的とする。

（２）開催時期は、本市内の教育・保育施設等での重大事故（利用者の死亡・意識不明に至る事故）が発生した場合に開催するという形で考えております。

（３）委員構成の案ですが、お示ししている表のとおりでございます。なお、弁護士及び学識経験者（保育・幼児教育の現場に精通している者等）につきましては、専門委員として当該検証委員会の構成委員になっていただきたいと考えており、重大事故が実際に発生した段階で委嘱したいと考えております。ただし、※にありますように、重大事故が発生したときに、速やかに委嘱することができるよう、あらかじめ人選をし、内諾を頂いておきたいと考えております。

また、構成委員の人数ですけれども、５人を上限とするものではございません。案件に応じて、例えば給食時の誤えんの事故等でしたら、栄養士の方を選任するなど、その事案ごとに必要となる専門家を選任することが可能となっております。

3 ページにまいりまして、検証委員会の活動イメージでございますけれども、1 事前準備としましては、事前に検証委員会を設置し、委員長の選任までを終えておきたいと考えております。これは、事故発生前から委員会の器を作っておき、重大事故が発生した場合にも速やかに対応できるようにするためです。また、先ほど申し上げましたとおり、専門委員となる弁護士、学識経験者には、事前に内諾をしておきたいと考えております。

2 事故発生後の動きですが、市長が速やかに専門委員を委嘱し、会長が部会に属する専門委員として指名することとなります。

3 事故検証の流れでございますが、表にお示ししているとおり、まず事前準備として、事務局が情報収集、資料作成などを行います。会議の初回には、検証の目的、方法、スケジュールの確認や事例の内容把握をしていただくこととなります。その後、必要に応じて、ヒアリングや現地調査なども行いつつ、問題点、課題を抽出し、提言の検討及び報告書の作成を進めることとなります。会議の最終回には報告の取りまとめを行うこととなります。提出された報告書ですが、国へ提出するとともに、重大事故が二度と起こらないよう少しでも提言を基に再発防止の措置を講じていくこととなります。

また、検証委員会の運営方法ですが、当委員会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、守口市子ども・子育て会議運営要領及び守口市子ども・子育て会議傍聴要領を準用することとなります。これらの要領では、個人情報等を扱う場合などには、会議を非公開にすることができることとなっております。当委員会の審査内容が事故に遭った子どもや保護者のプライバシーの保護について、十分配慮を要する必要があることから、会議に公開や公聴などの具体的な取扱いにつきましては、当委員会で決めていただきたいと思いますと考えております。以上、誠に簡単なご説明でございますが、よろしくお願い申し上げます。

- (会長) 確認事項が1つ、最初の資料6の最初の平成28年3月31日に国から出された通知、これは特定教育の特定が入るの、入らないの、どちらですか。
- (事務局) 国の通知は、特定は入っておりません。
- (会長) ということは、教育ということは、どこまでの範囲が入るんですか。
- (事務局) こちら、教育・保育施設と言いますと、幼稚園であったり、要はこれは市が施設型給付の確認を行っていない施設を含めまして、認可外とかを含めまして、すべて含むような形で教育・保育施設とい

う形と呼んでおります。それに対しまして、市が認可を行った施設については、特定教育・保育施設と呼んでいくこととなります。

○（会長）

これは、だから呼び方によっては教育施設等という、保育を抜いても意味としては合うんですね。だから、教育だったら高校まで入る。

○（委員）

実は、第三者機関というのは、今、教育委員会でも絶対持ってます。それで、きっとここで言われるのは、その部分だと思うんですね、就学前のことを指しているんですかね。その辺の規定は、厚労省ですから、文科省じゃないので。

○（事務局）

国の通知なんですけれども、特定は入っておりません。それで、国の通知は、都道府県を含めて通知が出されておりますので、認可外保育施設、あとは認可外の居宅訪問型保育事業とかを含めた形で通知が出されております。そのうち、市が今回の検証の対象にする施設なんですけれども、特定教育保育施設、特定地域型保育事業、あと地域子ども・子育て支援事業における事故、こちらが市が主体となってやってくださいという形で通知が下りてきております。従いまして、国の通知に関しましては、教育・保育施設という広い集合を指しているんですけれども、市として主に対象とするのは特定教育・保育施設、あとは特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業ということになりますので、名称としましては、分かりやすく、市としては特定を入れるという形で案等は作っております。以上でございます。

○（会長）

小学校は、入らないんですか。

○（委員）

そこが、ちょっと確認させてください。小学校の、言うたら学校は文科省の管轄なんですけど、子育て支援事業のことで言うと放課後子ども健全育成事業というのがあって、そういうものがそこに当てはまるのであれば、小学校も関わってきます。言うたら、その範ちゅうをどう置くかということによって全然違ってくるので、あまり範ちゅうを広げたら大変なことになります。

○（会長）

逆に言うと、教育委員会とのすり合わせは完了しているんですか。

○（事務局）

教育委員会とのすり合わせは、完了してます。完了していると言いますか、国のほうが教育委員会とのすみ分けというのをきっちりしておきまして、要は、教育・保育施設等と言いましたら、教育と付いてますので、小学校、中学校、高校、あるいは大学までも含むかと思うかもしれませんが、ここでは、子ども・子育て支援法で使っている教育・保育施設を指しておりますので、飽くまでも対象となるのは、要は認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事

業これが都道府県の対象となります。あとは、特定、要は特定が付く、市が認可した特定が付く特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども子育て支援事業、こちらは市が検証しろという形で通知が下りてきております。

教育委員会なんですけれども、ここでは、教育委員会と話しさせていただいたことは、要は、施設型給付を受けていない、要は従来型の幼稚園の場合の事故が起こった場合はどうするかということなんですけれども、こちら、国のほうは通知が出ておまして、そちらは、学校の設置者がするようにという形で通知が出ております。設置者です。それは、例えば私立の学校法人を設置しているのであれば、当学校法人が検証を行う形になっております。

○（会長） 　　だから、逆に言うと、その幼稚園の場合は、各園に委員会を設置しないと駄目なんですか。

○（委員） 　　私立の幼稚園の場合に、その理事長なり設置者が園長かも分かりませんが、自らそういうのを作りなさいという通知ですね。

○（事務局） 　　これは、学校事故対応に関する指針に基づく適切な事故対応の推進についてということで、私ども、所管が違うんですけれども、文科省が学校事故等の通知を出したものなんですけれども、こちらに子ども・子育て支援新制度における施設型給付を受けない幼稚園は、本ガイドラインに対象に含まれないが、本ガイドラインも参考にしつつ、適切な対応が行われることと書いております。ですので、基本的には、学校の設置者が、こちら、国の出した通知、教育・保育施設等における重大事故、こちらを参考にして学校の設置者が適切な対応を行ってほしいという形で通知ができております。以上です。

○（会長） 　　ちょっと横道にそれでしたが、2つのことを決めないと駄目なんです。まず1つは、この委員会を、この子ども・子育て会議の中に作るか、作っていいですかということです。作らなあかんです。これは国からの半命令なんで、市としては、一応この委員会の中に作るのが一番妥当だということで案として上げられてきてます。だから、ほかの場所に作れというのをここで出してしまってもいいんですけど、一応、この委員会で作ってよろしいでしょうかという。よろしいでしょうか、何か反対意見等、ほかの委員会を作れと、独立して作るべきだという意見もあるかも分らんけど。

○（委員） 　　この委員会は、報告はもちろん、ここの会議に上がったということですよ。

○（会長） 　　上げざるを得ないと思います。

○（委員） 　　そのときに、この専門委員という子育て会議メンバー以外の人も

この会議に呼んでくることはできるんですよ。

○（会長）

できます。オブザーバーとして可能なんで。

よろしいでしょうか。

それで、それが1つ目、2つ目が、一応、この資料6の2枚目にありますけど、構成委員の案なんです。これをどうするかということです。条文上は、会長が入ることになっているんで、私は入らざるを得ないようになってしまいうんですけど、あとのメンバーとして、本日ちょっと欠席されてますけど、里見先生と房岡先生に、・・・この3人がコアなメンバーになって、それでその事例によっていろんな事例があると思うんです。だから、うんていで挟まれた死んだとかいろんな問題もあると思うし、いろんな食べ物を誤えんしたとか、そういういろんなものがあるんで、弁護士の先生には、これは委嘱するんですよ。守口市が委嘱、いつもお願いしている弁護士さんの事務所をお願いする形になるということで、それプラスアルファ、その事例によって専門性があるんで、その都度、ある程度、専門の方をお呼びせざるを得ない、判断できないんじゃないかなというのが個人的な考え方なんです。それもあって、こういう形で、だから、コアなメンバーとして3人、取りあえず3人決めておけば、スタートダッシュというか、すぐに開催が可能になるんでという形で市の案としては言われておられますけど、何か付け加える。

○（事務局）

市の案といたしましては、コアなメンバーとして5名と考えております。それで、専門委員となられる弁護士さんなんですけれども、こちらに関しましては、必ず必要ということで、もう既に当たっております。もう一方、学識経験者なんですけれども、こちらは市の案としましては、保育・幼児教育の現場に精通している方、こちらの学識の方に、コアメンバーとして加わっていただきたいと考えております。ただし、審議を行う上で、この5名では専門性が足りない、あるいは客観的な合意性を担保する上ではちょっと不十分ではないかというような意見が出ましたら、その場合には、専門委員として、新たに専門家を追加していくことが運営上可能となっております。以上でございます。

○（会長）

ありがとうございました。ちょっと訂正しますけど、5人をコアなメンバーとして、それで最後の5人目が今、誰にするかということはちょっとまだ検討中ということで、それで、問題になるのは、その資料の6の一番最初に、外部委員は、教育・保育施設等の重大な事故の再発防止に知見のある有識者とするので、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者等ということになっているんです。それを当てはめてこういう形になってるんですけど、何かこのメンバー

構成に関してご意見等があれば。

○（委員）

1点だけ教えてください。これ、下に※書いてるんですが、重大事故が発生したときに委嘱するのか、本来であれば、例えば第三者委員会というのをもう常に設置をしておいて、この重大事故検証委員会の委員のこの5名というのは、もう常に委嘱をしておくというわけにはいかないんですか。言うたら、事故が起こったらもうすぐ集まれますよって、そこから委嘱手続して、委嘱状を発行してということにしないといけないのか、それともこの子ども・子育て会議のところに委員会として常駐させるのであれば、委嘱をして2年ごとでもまた委嘱をしてということにすれば隙間がないですが。

○（事務局）

資料の5をご参照していただきたいと思います。専門委員会の項目、今回、新たに追加させていただいたんですけれども、条例の第3条の3項なんですけれども、専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議を終了したときは、解職されるものとなっております。実は、この条文を、本市のほかの専門委員、あるいは他市を見ましても、ほとんどが入っております。本市の場合には必ず入っております。こういうことを踏まえましたときに、現段階で要はこれは専門事項に関する調査審議が終了したとき解職されるものとなっているんですけれども、現段階では、要は、調査審議する案件すら生じていないという段階にありますので、現段階で委嘱するのはですね、運営上、あまりふさわしくないのではないかとということで検討いたしました結果、内諾を得ておくところまでやっておけば、実質的にはスピード感は変わらないだろうということで考えました。

○（会長）

逆に言うと、この委員3人、私を含めてますけど、は委嘱すると。

○（事務局）

委嘱するというよりも。

○（委員）

内諾を頂いておくという形に。

○（会長）

専門委員のほうは、この2人は専門なんで、上3人は専門委員ではないわけで。

○（事務局）

専門委員ではございませんので、親会議の委員として専門委員に入っていただくと。

○（委員）

だから、委嘱するわけですね。

○（事務局）

委嘱しないです。親会議の委員さんという身分がございますので。

○（委員）

実は、条文を見ていくと、専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは解職されるものとする、それで委員構成の中で、備考委員になっているんですね。この委員の読み方はなんですか。これは子ども・子育て委員と事務局が言われているその

子ども・子育て委員じゃありませんよ、言うたら、その組織ではありませんよ、別にこういう専門委員を置きますよということ言うんやったら事務局が言われているのは筋なんです。反対にここで委員を書いて、委員構成で委員と書いているのであれば、どう考えても委嘱しておかなあかんという話になります。だから、専門委員って全部書いてしまったらそれでいいんでしょうけど。

○（事務局）

備考欄で説明させていただいているのは、親会議の委員、あるいは専門委員という形で入ってきたかどうかを示させていただいております。（3）の委員構成（案）なんですけれども、確かに表現が分かりにくくなっております。正しくは、要は重大事故検証委員会の構成という形で。

○（委員）

逆に、重大事故検討委員会のメンバーは、すべて専門委員なんですか。

○（事務局）

重大事故検証委員会は部会でございます。現在も部会はあると思うんですけども、基本、部会というのは、その会議の1構成を成しているといえますか、その会議をより効率的、専門的にやるということで設けるもので、委員さんが構成メンバーになります。ですので、こちら、特定教育・保育施設と重大事故検証委員会におきましても考え方は同じです。親会議のメンバーがそのまま構成するものになります。ただし、当該調査審議する案件によりまして、専門性が必要となります。今回の重大事故に関してましては、まさにその案件がございまして、専門性が必要となります。従いまして、市としては、弁護士または現場に精通している学識経験者、こちらにもコアメンバーとして専門委員で入っていただきたいという形で考えております。

○（委員）

きっと、これをまたどこかで聞かれたときに混乱していく可能性がすごい高いので、整理されたほうがいいと思っています。1つは、専門委員という言葉で行くのであれば、ここに書いてる一部を改正する条例の中の専門委員とこの委員は当てはまるのか、当てはまらないのかによって全然読み方が違ってくると思います。ただ、この意味は、現在、子ども・子育て会議の黒川会長も含め委員ですから、そうなってくると、この検証委員会の位置づけというのは、実は検証委員会委員として、もう会長以下お二人の方は委員になっているという話になるんですね。それで、委員になってるけれども、専門委員の方は委嘱しますよという話で、終わった時点でこの専門委員の方は解職されるというお話になると思います。というふうに考えた場合に、この検証委員会というのは、急にぽつと設けてるわけじゃなくて、もうここへ続いているものだというふうな考え方になら

ざるを得ないんですね。新たに作るものではない。もし、事務局側の考え方で行こうとするならば、専門委員は、この子ども・子育て会議のほうの中から何名か選ぶ、コアメンバーを選ぶとか、そういう文章で聞くしかないですね。

- （事務局） 条例の読み方なんですけれども、条例上出てくる委員と言いますのは、既にここにいらっしゃる方です。条例上、専門委員と出てくるのは、親会議の委員ではなく、専門的に設けられた部会に出席する方のことを指しております。以上です。
- （委員） それは分かるんですが、要は、1つは専門委員は、審議が終了したら解雇される、ただし、そのときにその専門部会は解散になるんですか。存在しているんですか。それか既に常駐しているのであれば、そこに対する委員は委嘱してないとおかしい。
- （事務局） まずですね、条文上、専門委員が案件ごとに自動的に解職されます。従いまして、事故の実際発生したら委嘱しまして、報告書を出して、それで、その段階で基本的には解職、自動で解職です。それで、このときに、委員さんが要は解職されるかされないかですけれども、されません。されないと言いますか。
- （会長） されないということは、委嘱してなあかんね。
- （事務局・・） 委嘱はですね、子ども・子育て会議の委員として委嘱されておりますので。
- （会長） でも、療育・保育の場合は委嘱されましたか、してないですか。
- （委員） だから、そうする場合に、はっきりいえるのは検証委員会というのは常駐するという話なんです。
- （事務局） そうです。
- （委員） 先ほど、何か起こったらこの検証委員会が出てきますよという話をされたからかえっておかしくなって、検証委員会というのは常駐してて、それで、この3人というのは、もう確定してますというお話ですよ。何か起こったから検証委員会を設けるというわけじゃないですね。
- （事務局） おっしゃるとおりでございます。市としましては、事故発生前から委員会は作っておいて、事故発生する前から考えております。
- （会長） 今、委員会で決めなあかんのは、構成メンバーは、一応この取りあえず5人というのをコアにしたいという案なんですけど、これを認めるかどうか、これで行くかどうか、ほかに何かという話があればご意見を賜りたいんですけど。
- （委員） 先ほどからの話で、幼児教育の現場で幼稚園は抜くということですか。先ほど先生が。
- （会長） こども園になってないかぎりには抜かれると。

- (委員) ということは、守口の幼児教育のこの話合いのところからは抜くということですか。
- (会長) いや、そうじゃなくて、この重大事故検証委員の中から。
- (委員) その小さな意味だけのところで、危機管理のところから抜くということですね、分かりました。
- (事務局) 先ほどの申し訳ございません。部会の設置の部分でございますけれども、これ、今、お示しさせていただいている条例の中にはですけど、部会とありまして、第6条の第1項が抜けているような形、逆という形に記載させていただいております。その中で、第1項の中に子育て会議の必要に応じて部会を置くことができるという規定がございます。その部会を置くことができるという規定の下に、この事故検証委員会という部会を置かさせていただくと。それで、その常設の委員さんには、会長また房岡委員さんと里見委員さんというような形で、我々としては案として考えさせていただいていると。それとは別に専門的な形式を有する方々を専門委員として新たに入れさせていただくという規定になってございますので、子ども・子育て会議の会長また委員さんについては、その時点で、子ども・子育て会議の委嘱状が出てますもんなんです、それを持って当たらせていただくという形を取らせていただくということでございますんでご理解を頂きたい。なおかつ、いつ何時でも、事故はいつ起こるか分かりませんので、その会については、常に待機をしていただいておりますので、ご理解よろしくお願いいたしたいと思います。
- (会長) 何かご意見ありますか。
- 一応、そうしたら設置という形で。
- (委員) このあらかじめ人選されて内諾されておくこの専門委員なんですけど、この設置目的から考えると、この弁護士と学識経験者2名の方だけで足りるのかなというふうに思うんですけども、その点はどうでしょうか。
- (会長) その辺は、どう考えますか。
- (委員) 例えば、どんな方が必要だと。
- (委員) 先ほどの例で、遊具で亡くなられた場合というようなことをおっしゃってましたけども、ここに書かれているように、事実の把握ですとか、発生原因の分析を行うためには、例えばそういった遊具の専門の方とかいう意見があると、これは事故原因の分析というのはできないと思うんですけども。
- (委員) それを言い出したら、もうすべてのパターンで。
- (会長) その時々で委嘱するしかないと思います。だから、先ほど参事が

言われましたけども、要はこのメンバーは人数制限をそんなにかけてないです。だから、追加で何人か足して行って、結局は、その事案に一番合った構成メンバーを、その都度、ある意味、この5人が決めるという形になると思います。

○（委員） 仮に入ってこられる方については、専門委員ではなくてオブザーバー的な立場で入ってこられると。

○（会長） それは、両方ありだと思います。その場合は、専門委員にするか。

○（事務局） 資料の中で、あらかじめ人選し内諾を頂いておくということで、ちょっと誤解を招くような表現かどうかあれなんですけども、最初のコアなメンバー、この5人の専門委員さん、ちょっとお名前は伏せてますけども、この方についてはあらかじめコアな人選が内諾を得ていこうという形で思っているような次第なんです。あと、さっき言いましたように、説明の中で、例えば誤えんで管理栄養士さんが必要とかになった場合、当然、速やかに事故が発生した場合は、あらかじめというか、これはもういつこういうことが発生するか、もちろんないのが一番いいんですけども、発生するかちょっと分かりませんので、そのときはもうスピーディーに対応していきたいという意味で、このあらかじめというのは、飽くまで空白はお二人ということで、ちょっとここは読みにくい記載で申し訳ございませんでした。

○（会長） そうしたら、一応、こういう形でやらさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、ちょっと時間がかかなり超過しましたがけど、この予定してましたことはこれで一応終了と。それで、中村副市長が来られましたので、その療育に対する提言書を市のほうにお渡ししたいと思いますので。

6回にわたり協議しました結果、結構、予算とかを伴う事項もありますので、なかなか大変だと思いますけど、委員のみんなの意見としては早急に、できるだけ可及的にやっていただければと思いますんでよろしくご配慮いただければと思いますんで、よろしく願いいたします。

○（副市長） ちょうだいいたします。ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。そうしたら、もう一つ、終わりなんですけど事務連絡等がありましたら。

○（副市長） 最後、事務的な連絡は、また事務局のほうからお伝え申し上げますかもしれないけど、ただいま提言をちょうだいしましたので、私のほうから御礼を兼ねてひと言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

今、正しく提言をちょうだいをいたしました、黒川委員長先生、多井中副会長先生はじめ各委員の皆様がたには、ご熱心にご討議を頂きましてありがとうございます。また、これに先だつての原案づくりについては、去年の夏から6回にわたって療育部会でご熱心に討議を頂きまして、これを本日集大成を頂いたということでございます。心から感謝を申し上げたいと存じます。もうご案内のとおりで、本市も子ども・子育て支援の事業計画を作って、新たな制度に対応して子どもの健やかな育ちを、行政の立場からお叱りと取組みを強めようということをこの間行っております。当然のことですけれども、その子どもたちというのは、健常な子どもたちと共に障がいのある子どもたちの保育、教育、療育みたいなことも含まれております。そうした部分をさらに強めていくために、この子ども・子育て会議でぜひご議論をということをお願いしたわけでございます。中身につきましても、6項目ほどになりますが、非常にご熱心な議論の上で提言をちょうだいをいたしております。当然ですけれど、公私立を含めて子どもたちをお預かりいただける園の環境条件の整備というのも大変重要でございますし、まだまだ私も行政もちろんですけれども、保育士、教諭の先生方でも障がい児理解、もっともっと深めていただくというふうな意味においては、研修などをはじめとする人材育成についても力を入れていく必要があるだろう、こういうふうに思っておりますし、早期の発見と適切なプログラムで支援をするということから行きますと、園側だけではなくて、保護者さんの理解、同じような考え方、方針に基づいて子どもの健やかな育ち、療育をしていくということも大変重要でございます。そういうことについての気づき、これは非情に難しい部分も保護者さんの意識としてあつたりするわけですが、そういう部分へのアプローチもしっかりやっていかなければならないねみたいなことについてもご提言をちょうだいしております。

本市の児童発達支援センターと位置づけておりますわかさ・わかすぎ園の体制の充実ですとか、専門人材を各園に派遣するような形でこれをサポートするというふうな取組みですとか、あるいは今日も副会長、ご審議、サインをしてくださっておりますけれど、就学前の取組みがきちっと、就学後もシームレスでつないでいくことができるように、これは口で言うのはたやすいですけど、実際なかなかいろいろ困難な部分もありますけど、そういうことも非常に子ども、当事者、あるいはその子どもさんを養育される保護者さんの立場から見れば当たり前のことでございますので、そういうことについてもさらに取組みを強めていきたい、そういうふうな必要性

についてはご提言をちょうだいしました。先ほど、会長先生のほうからもお話をちょうだいしまして、中にはと言いますか、結構な部分はお金を伴いますので、予算の備えがないときちんとしたバックアップができない部分もございますけれど、それだけで1年間ぼーっとしているのではなくて、できることについては積極的に園の皆様、関係機関の皆様もご議論、応じていただきながらやれることを一つ一つ解決していい形に持っていきたいとこう思っております。

どんな会議、審議会もそうですけれども、提言を頂いたものをほったらかしにしておいたんでは申し訳ない、そんな失礼なことはないというふうに思っていますので、PDCAきちんと先ほど申し上げたように、予算を伴うものなどは一定の時期でないという格好にしていこうと思えますというご報告ができない部分もございますけれども、そういう部分も含めて、また次回といたしますか、しかるべき時期に今回頂いた提言についてこうしていこうと思えますというふうなご報告もし、また進んでいない部分、あるいは我々が気付いていない部分については、この会議の委員の先生方にもまたご意見も頂きながら実となるような形にしていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をちょうだいしたいと思います。

この度は、提言、誠にありがとうございました。

この際だから、何か言うことありますか。

○（会長）

そうしたら事務局。

（3）その他

【事務連絡】

○（事務局）

それでは、事務連絡、引き続きでございます。

本日をもちまして、本年度の守口市子ども・子育て会議につきましては終了という形になります。

委員の皆さんにつきましては、委員の任期期間が2年間となりますので、来年度引き続き子ども・子育て会議委員として会議へのご出席をよろしくお願いいたします。

なお、来年度の子ども・子育て会議の予定でございますが、今年度と同様、おおむね3回程度の開催を予定しております。開催時期につきましても、本年度とおおむね同時期の開催時期とさせていただきたいというふうに考えております。

また、来年度の主な予定案件といたしましては、平成27年3月に策定いたしました守口市子ども・子育て支援事業計画、これが平成29年度中間年となりまして、国のほうからも中間見直しにつきまし

て文書が出ていることから、中間見直しを行いたいというふうに考えております。

また、守口市子ども・子育て支援事業計画の平成 28 年度における進捗状況について、また平成 30 年度から認定こども園に移行する予定の施設が数か所ございますので、その利用定員の設定についても意見をお聞きさせていただきたいというふうに考えております。また、各会議ごとの案件でありましたり、開催時期につきましては、事務局よりご連絡をさせていただき予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

(4) 閉会

○ (会長)

ありがとうございました。本日の案件はすべて終了しました。保育・療育部会の委員の方々には、もう何回も、1 回台風でなしになったりいろんなことがありましたけども、非常にご協力いただきましてありがとうございました。今日も長時間にわたり、闊達なご議論ありがとうございました。

またあと 1 年ございますので、よろしくお願いいたします。そうしたら、今日はこれで終了させていただきます。